
J A 洗馬の現況

《令和 2 事業年度》

この冊子は、J A 洗馬の令和 2 事業年度の経営の内容等を
広くお知らせ得うる資料です。

法律等に基づいて開示（利用者等への情報提供）すべき項
目のすべてを記載しております。

洗 馬 農 業 協 同 組 合

もくじ

はじめに	1
ごあいさつ	2
事業方針	3
令和2年度の業績	4
法令遵守の体制	8
個人情報保護方針	9
金融商品の勧誘方針	23
貸出運営についての考え方・社会的責任への取り組み	23
J Aバンク基本方針に基づく「J Aバンクシステム」	25
リスク管理体制	26
業務・事務の効率化への取り組み	30
農業振興活動	31
地域貢献情報	32
トピックス	33
事業のご案内	34
主な手数料	40
当組合の組織	43
地区及び店舗一覧	46
沿革・歩み	47
資料編	49

はじめに

日頃、皆さまには、格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A洗馬は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J Aに対するご理解を一層深めていただくために、農業協同組合法第54条の3に基づき、当 J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「J A洗馬の現況」を作成いたしました。

皆さまが当 J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年 6月

洗馬農業協同組合

ごあいさつ



代表理事組合長
北 沢 泉

令和3年6月

平素は農協事業に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症も、日本では第4波となりウイルス自体もN501Yと変異ウイルスに変わり、ワクチン接種の状況も都市部での集団接種スタイルと様々な方法を検討し一日でも早い収束に向けて模索が始まりましたが先行きが見えない状況は続いています。

さて、令和2年度のJA事業は基幹をなす販売事業が、社会的状況の厳しい中、又生産環境の厳しさも重なり野菜で昨年比82%、果樹ではシャインマスカットを中心に順調で昨年比130%となり、結果的に販売品取扱高全体では85%の27・5億円の実績となっています。厳しい事業環境下ではありますが組合員の皆様に還元させていただくことを第一に出資配当、利用分量配当を剰余金処分として行いました。このような中、JA洗馬の自己改革の取り組みは、組合員との徹底した対話に基づいて、組合員とともに事業活動を展開し洗馬の農業危機突破の下「農業生産基盤の強化による生産維持」「組合員とJAのつながり強化」「総合事業を支える、JA経営基盤の確立」の3つの柱を基本目標とする自己改革の実践に全力で取り組んで参りました。また多くの准組合員の皆様からは、安心して暮らせる豊かな洗馬地域の実現のために、総合事業の必要性や地域の基幹産業となる農業を応援したいとの声をいただく事ができました。この様な声をふまえて准組合員を「正組合員とともに農業や地域経済の発展を支えるパートナー」と位置付け、令和2年1月31日付制定の「准組合員対応取り組み方針」に基づき、一層の事業利用と組合員組織や協同活動への参加、参画を進めるとともに、自己改革の実践を支える持続可能な、JA経営確立の強化とともに総合事業を基本として自己改革に取り組んでまいります。

結びに、新型コロナウイルス感染症の収束、ワクチン接種の効果等、先行きが見えない状況は、まだまだ続くと思われますが、この難局に打ち勝てるよう今後とも役職員一体となり組合員、また地域の皆様のため、なくてはならないJAとして農協運営を進めてまいりますので一層のご協力、ご指導をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事業方針

農業・JAをめぐる情勢は、自由貿易協定の進展、人口減少社会による過疎化の進行、農業者の高齢化や担い手不足、労働力不足などによる生産基盤の脆弱化など、取り組むべき課題や問題が山積しています。新型コロナウイルス感染症により内需、外需が総崩れとなり経済に深刻な影響を及ぼし、経済活動が抑制されたことによる消費低迷や農畜産物の価格下落に伴う農家への支援対策が急務となっています。

農協改革においても人口減少・高齢化や准組合員の事業利用規制の見直し等、外部環境が激変することに加え、組合員の帰属意識の低下、JAと組合員との関係の希薄化など内部環境も大きく変化しています。

加えて、各事業における競争の激化、低金利の長期化による収益の悪化、事業管理費等のコスト削減も限界を迎えつつあります。

経営基盤確立・強化に対する必要性は認識されてはいるものの、経済事業の収益構造の改善、信用・共済事業の効率化等、取り組む課題は山積しています。

このような環境のもと、安全で安心な農産物の生産に向けた取り組み、農業所得の増大の実現を目指し、事業において適正な収益を確保し、事業に必要な投資と組合員還元が行えるよう、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に向けた取り組みを進めます。

営農事業・販売事業は、生産量の維持に向けた取り組みとして労働力の確保対策、営農指導の技術習得に注力し、自然災害等に強い産地づくりを目指します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により需要動向が変化していることを踏まえ、市場や全農と更なる連携・協力体制を整え、販売強化をはかり物流改善等によるコスト抑制、価格向上に努めます。

生産購買事業は、生産資材価格が高止まり傾向にある中、低コスト・省力資材の提案や、出荷資材の統一化による価格抑制の取り組み等、コスト削減に向けた提案を進めます。

生活購買事業では、農業機械、自動車、組織、農産物直売所を一か所に集約した生活センターが稼働を始めました。組合員・利用者のライフラインを守る事業展開を目指します。また接客サービスの向上、販売、整備、保安等の充実に努め、組合員の要望に応えられるよう努めていきます。

福祉事業では、「その人がその人らしく地域で安心して生活を送れるように」をモットーに、感染症対策に細心の注意を払いながらクリアセバの利用を進めてまいります。また、居宅介護支援事業所も様々な介護相談に応じ、地域の皆様から信頼される事業所を目指します。

信用事業では、店舗を取り巻く環境の変化に対応し業務効率化を図ると共に、内部統制の確立及びコンプライアンス体制を強化し不祥事未然防止策を実践して参ります。また、地域・くらしを支える金融機関として感染症対策に努め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様に対する迅速な対応を心掛けます。

共済事業では地域の方々のライフパートナーとして保障点検に力を入れ、充実した保障の提供、利用者に寄り添ったサービスの提供に努めます。

以上、役職員一丸となって洗馬の農業と組合員の皆様のくらしを守るべく、各事業の実践に取り組んでまいります。組合員の皆様の一層のご利用とご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(1) 事業の概況

令和2年当初から世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により野菜販売取引会議をはじめ各地区出荷組合の反省会、各種講習会など、JAと組合員の皆様方によるコミュニケーションの場が失われ、相互理解を第一とする私たちJA洗馬でも、改めて組合員や地域の皆様方との対話の重要性を認識させられた年となりました。

洗馬地区管内におきましても6月と9月に野菜販売価格低迷により出荷調整廃棄事業が発動され、農家の皆様が精魂込めて育てたレタス等を圃場廃棄する事となり大変残念でなりませんでした。

一方、太田地区を中心とする果樹においては凍霜害の被害も少なく順調な販売をすることができました。感謝申し上げ、更なる農家の皆様方のご研鑽をお願い申し上げます。

信連への貸出金・劣後ローンが全額信連への後配出資に回り、今後事業利益が減少する事により当JAの経営にも影響が見込まれます。

農業の現場や地域での暮らしのなかで感じた困り事をどのように解決できるかを多くの組合員、地域住民の皆様とともに考え、解決策を立て実行し、たゆまぬ「自己改革」の積み重ねのうえに今日のJA洗馬があります。この財産を未来の世代につなぎ持続可能なものにするためにも、多くの皆様方からご理解ご協力そしてご参画を賜りながら、今後も一層の努力を重ねて参ります。

主な事業概況は以下の通りです。

【生産販売事業】

凍霜害の被害も少なく比較的順調な春の出荷スタートとなりました。しかし最盛期の6月19日より、また秋作でも9月13日より、1シーズンに2度にわたる出荷調整廃棄事業が発動され、農家の皆様の手取り確保に大きな課題を残しました。

年間を通じて自然災害に対応できる栽培体系の確立と優良品種の選定等に力を入れ、生産販売ビジョン等の活用による生産量確保が急務となっています。

【生産購買】

JA洗馬独自肥料三銘柄の販売による農家経費の削減に取り組みました。引き続き良い品をより安く農家の皆様に提供できるよう努力して参ります。

【生活購買】

組合員や地域の皆様の利便性向上と、農家と消費者を新鮮な農産物や手作り加工品を通して繋ぐ新たなチャネルへの取り組みとして、農機、自動車、組織購買、そして農産物直売所を統合した「JA洗馬生活センター」の建設を進めて参りました。地域住民の皆様のご意見を伺いながらより多くの方々にご利用いただける施設となるよう努力して参ります。

【信用】

洗馬地域に根差した金融機関として、皆様の健康と安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症対策を講じて参りました。影響を受けられた皆様には資金繰りを始めとした、各種ご相談に対して迅速な対応を心掛け、感染症対策として年金相談会や年金友の会旅行の中止を決断させていただきました。ご不便をお掛けしましたが、皆様にご理解・ご協力いただいたことを改めてお礼申し上げます。

そのような中、毎年ご好評いただいている懸賞品付定期貯金「Slow風土」については前年を上回る結果

となり、公金の獲得も含め、貯金残高は191.5億円と前年比100.5%となりました。また、皆様からお預かりしている貯金については信連預金にて運用させていただき、預金残高183.1億円の前年比99.1%となっております。貸出金については、信連劣後ローンの8億円が償還となりましたが、地方公共団体への貸付や、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方への融通などで、貸出金残高が24.5億円の前年比82.3%となりました。

【共済】

組合員・利用者に寄り添った活動の実践により、JAのファン作りを目指しながら、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を実施してまいりました。本年度の実績につきましては、推進総合目標1,230,000ポイントに対し、1,150,000ポイントの実績、達成率93.4%となりました。長期共済新契約高は28.6億円で満期等支払により、期末の保有高は442.6億円となり、前年比96.5%となっております。共済金のお支払は年金を含む満期共済金等のお支払が5.1億円、不幸にして事故に遭われたことによる共済金のお支払は1.2億円となりました。

（２） 対処すべき重要な課題

超低金利時代が到来し信用・共済事業の運営が厳しくなり、経済事業も含めた事業全体の抜本的な見直しを迫られている中、組合員・利用者の皆様にとって「なくてはならないJA」であり続けるために3カ年計画の着実な実践と「不断の自己改革」を進め、以下の重要な課題に取り組みながらJA洗馬の健全経営に努めて参ります。

- ① 農家所得の向上
- ② 農業の担い手育成
- ③ 農業労働力確保や支援
- ④ 正組合員・准組合員の皆様の当JAに対する一層の理解度の向上
- ⑤ 組合施設の効率的な集約と農機・自動車の移転に伴う旧本所跡地利用
- ⑥ 直売所の健全経営と地域住民の皆様の利用促進

（３） その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

当組合では、法令等遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために「内部統制基本方針」を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制基本方針

当組合は、組合員および利用者等からの信頼を得るために、「コンプライアンス（法令等遵守）の確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築し運用します。

- 1 **コンプライアンス（法令等遵守）を徹底するとともに、モニタリング（監視）体制を整備することにより、役職員の職務執行が法令等に適合することを確保します。**

【運用状況について】

組合の基本理念の実践として、コンプライアンス基本方針、役職員の行動規範を定め、定期的に関催するコンプライアンス研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。また、自主（自店）検査、内部監査の実施、ホットライン（内部通報制度）の設置・運営により不法行為の未然防止や早期発見に努めています。更に監事による監査が実施されています。

- 2 **経営理念（方針）を定めるとともに、経営計画を策定・明確化し、適切な経営管理を行うことで理事の職務執行の効率性を確保します。**

【運用状況について】

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、人事労務基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

- 3 **理事の職務執行に係る情報は、法令等に従い、適切に保存・管理します。**

【運用状況について】

情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。

- 4 **リスクを総括的に管理するとともに、損失の危険の発生を未然に防止します。また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。**

【運用状況について】

リスク管理方針（リスク管理体制）の策定や固有リスクの評価を通じて組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会等で定期的に協議・検討を行っています。

- 5 **監事監査が実効的に行われることを確保するための体制を整えます。**

【運用状況について】

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6 子会社等における業務の適正性を確保します。

【運用状況について】

子会社管理規程を制定し、経営計画および経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っています。

7 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示します。

【運用状況について】

経理規程を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積もりを行うように努めており、適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めています。

（４） 協同活動の成果

農業・組合員・ＪＡをめぐる情勢は、ＴＰＰ１１やＥＰＡに続き大型の国際貿易協定の発効や新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響、正組合員の減少や世代交代、信用事業の健全な持続性確保や経済事業の収支改善など課題が山積みしています。

わが国の農業政策は、食料・農業・農村基本法にもとづく５年間の「食料・農業・農村基本計画」および近年は、「農林水産業・地域の活力創生プラン」によってすすめていますが、ＪＡ長野県グループは第７１回ＪＡ長野県大会で決定したＪＡ長野県ビジョン「食と農で地域に笑顔をつくります～新時代に向けた改革の実行～」の実現に向け、引き続き農業・農村の復権に向けた農業政策（持続可能な農業・農村づくりと食料の安定生産・供給等）の確立やＪＡ・農業に対する理解促進に取り組んできました。

令和２年は新型コロナウイルス感染症の影響への対応に迫られた１年であるとともに、３月に決定された新たな基本計画に盛り込まれた食料安全保障や地方回帰が再認識された年となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、ＪＡとしても生産基盤の維持・強化に向けて感染拡大により影響を受けた農家の営農の継続・安定を図り、各種補助事業の周知・活用支援に積極的に取り組みました。

農政活動

（主な活動内容・事項）

- 7月9日 JA営農農政担当常勤役員・部長会議
- 1月14日 長野県関係国会議員との農政懇談会
- 1月29日 農林水産関連施策等説明会
- 2月5日 JA営農農政担当常勤役員・部長会議

法令遵守の体制

◇ 基本方針

J Aは、農業者の相互扶助と各種事業活動を通じ、地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っている。

わがJ A洗馬は昭和23年発足以来営々と築き上げた先輩先駆者の方々の熱意と協同組合の理念に満ちた活動により、今日の存在があると信ずる。このような組織体として、近代社会に機敏に反応し、さらに健全な発展を期し、全役職員が社会的規範や論理・法令の遵守に積極的に取り組むことは、経営の最重要課題の一つである。この為にはJ A綱領の精神を踏まえつつ下記事項を基本とする。

わたしたちは、

- 一、 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一、 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一、 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一、 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 一、 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

◇ コンプライアンス基本方針

- 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する

個人情報保護方針

組合・管理体制の確立

当組合は、個人情報取扱業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

◇洗馬農業協同組合個人情報保護方針

洗馬農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇洗馬農業協同組合情報セキュリティ基本方針

洗馬農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護に関する法律等に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項および業界団体の自主ルールにより公表すべきこととしている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいようお願い申し上げます。

1. 当組合が取扱う個人情報の利用目的（保護法第18条第1項関係）

次のとおりです。（後記3以下も併せてご覧ください。）なお、個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。（※別紙1参照）

2. 当組合が取扱う保有個人データに関する事項（保護法第27条第1項関係）

次のとおりです。

(1) 当該個人情報取扱事業者（当組合）の名称 洗馬農業協同組合

(2) すべての保有個人データの利用目的（※別紙2参照）

(3) 開示・訂正・利用停止・消去等（以下、開示等という。）の求めに応じる手続

① 開示等の求めのお申し出先

当組合の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申し出下さい。

なお、お取引内容等に関するご照会は、最寄の各支所・本所のお取引窓口にお尋ね下さい。

受付時間は信用業務営業日の午前9時から午後3時までとさせていただきます。

住 所：〒399-6493 長野県塩尻市大字洗馬 2720-3

名 称：洗馬農業協同組合

電 話：0263-52-0108

② 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

開示等を請求される場合は、当組合の本所および各支所窓口に着置してある「個人情報開示請求書」に所定の事項を記入のうえ、ご本人または代理人資格確認書類を添付して、本所または各支所窓口を持参してください。

なお、やむを得ない事情がある場合は、同書面により上記に記載しました開示等受付窓口宛に郵送していただいても受付いたします。

③ 開示等の求めをする者がご本人またはその代理人であることの確認の方法

なりすましによる情報の漏洩を防ぐために、開示等請求者の本人または代理人確認を当組合で定める「個人情報の開示等に関する手続要領」に従い行わせていただきます。

具体的な確認方法につきましては、本所または各支所並びに上記受付窓口にお問い合わせください。

④ 利用目的の通知または開示を求める際の手数料の額および徴収方法

利用目的の通知および開示の請求につきましては、1 件あたり 1,000 円の事務手数料をいただきます。

(4) 保有個人データの取扱いに関し当組合が設置する苦情・相談のお申出先窓口

当組合の保有個人データの取扱いに関する苦情・相談等は、次の窓口までお申し出ください。

なお、受付時間は信用業務営業日の午前 9 時から午後 3 時までとさせていただきます。

住 所：〒399-6493 長野県塩尻市大字洗馬 2720-3

名 称：洗馬農業協同組合

電 話：0263-52-0108

F A X：0263-54-2618

メールアドレス：somu1@seb.nn-ja.or.jp

(5) 当組合が対象事業者である認定個人情報保護団体の名称および苦情の解決のお申出先

① 社団法人日本クレジット協会 Tel 03-5645-3360

3. 個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

(1) 当組合は、個人信用情報機関およびその加盟会員（当組合を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第 23 条第 1 項に基づくお客様の同意をいただいております。

① 当組合が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当組合がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 14 条の 4 等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。

② 下記の個人情報（その履歴を含む。）について、当組合が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の与信取引上の判断のために利用すること。

【全国銀行個人信用情報センターの登録情報と登録期間】

登録情報	登録期間
・氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	・下記の情報のいずれかが登録されている期間

・借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	・契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
・当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	・当該利用日から1年を超えない期間
・不渡情報	・第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
・官報情報	・破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
・登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	・当該調査中の期間
・本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	・本人から申告のあった日から5年を超えない期間

【(株)シー・アイ・シーの登録情報と登録期間】

登録情報	登録期間
・本契約に係る申込みをした事実	・当組合が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
・本契約に係る客観的な取引事実	・契約期間中および契約終了後5年以内
・債務の支払を延滞した事実	・契約期間中および契約終了日から5年間

(2) 当組合は、当組合が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり個人情報保護法第23条第5項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法（旧法）が全面施行された平成17年4月1日後の契約については、前記（1）に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。

① 共同利用される個人データの項目

官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）

② 共同利用者の範囲

全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会

（注）全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

ア. 全国銀行協会の正会員

イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

ウ. 政府関係金融機関またはこれに準じるもの

エ. 信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づいて設立された信用保証協会

オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの

③ 利用目的

全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者の名称

全国銀行協会

(3) 上記のほか、上記の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

(4) 上記の個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当組合ではできません。）

① 当組合が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

Tel 03-3214-5020（携帯電話の場合）

0120 - 540 - 558（フリーダイヤル）

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp/>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

Tel 0120-810-414

0570-666-414（携帯電話の場合）

主に割賦販売等のクレジット事業を含む企業を会員とする個人信用情報機関

② 同機関と提携する個人信用情報機関

（株）日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

〒110-0014 東京都台東区北上野 1 丁目 10 番 14 号

住友不動産上野ビル 5 号館

Tel 0570-055-955

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

4. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項（保護法第 23 条第 2 項関係）

保護法第 23 条第 2 項は、第三者に提供される個人データ（機微情報は除きます。）について、ご本人の求めに応じてご本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、①第三者への提供を利用目的とすること、②第三者に提供される個人データの項目、③第三者への提供の手段または方法、④ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、⑤ご本人の求めを受け付ける方法につき、ご本人が容易に知り得る状態に有的时候におよび個人情報保護委員会に届け出たときは、個人データを第三者に提供することができることを定めています。

この規定に基づき、当組合では第三者に提供することとしていますので、詳しい内容はお取引の窓口におたずねください。

5. 共同利用に関する事項（保護法第 23 条第 5 項 3 号関係）

保護法第 23 条第 5 項 3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利

用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) 全国共済農業協同組合連合会との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、資産その他の基本情報
- ・ 共済契約内容、契約関係者氏名、告知内容、事故報告その他の共済契約関連情報
- ・ 決済口座、掛金払込、共済金等支払の取引内容その他の取引関連情報
- ・ その他共同利用する者の利用目的のために必要な情報

② 共同して利用する者の範囲

当組合および全国共済農業協同組合連合会

③ 共同利用する者の利用目的

- ・ 共済契約引受の判断
- ・ 共済契約の継続・維持管理
- ・ 共済金等の支払
- ・ 約款等に定める契約の履行その他契約者サービス
- ・ 市場調査および当組合が提供する商品・サービスの開発・研究
- ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供
- ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等

④ 個人データの管理について責任を有する者

当農業協同組合

(2) 長野県信用農業協同組合連合会および農林中央金庫との間の共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先等
- ・ 借入金残高、貯金残高等、信用事業取引の内容がわかる情報等

② 共同して利用する者の範囲

- ・ 当組合
- ・ 長野県信用農業協同組合連合会
- ・ 農林中央金庫

③ 共同利用する者の利用目的

- ・ J Aバンクグループとしての金融機能不正利用防止に向けた取り組み

④ 個人データの管理について責任を有する者

当農業協同組合

(3) 長野県農業信用基金協会等との共同利用

① 共同利用する個人データの項目

- ・ 氏名、性別、年齢、続柄、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先、家族構成、住居状況等

の属性に関する情報

- ・契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、毎月の支払金額、支払方法、振替口座等の契約に関する情報
- ・支払開始後の利用残高、月々の支払状況等取引の現状および履歴に関する情報（代位弁済後の求償権、裁判・調停等により確定した権利、完済等により消滅した権利およびこれらの権利に付随した一切の権利等に関する情報を含む。）
- ・支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するための資産、負債、収入、支出、事業の計画・実績および下記②に掲げる共同利用先との取引状況に関する情報
- ・取引上必要な、本人・資格の確認の提示等を受けた運転免許証、パスポート、住民票の写しまたは記載事項証明書等により得た本人・資格確認のための情報（センシティブ情報を除く。）

② 共同して利用する者の範囲

当組合、長野県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金および社団法人全国農協保証センター

③ 共同利用する者の利用目的

- ・借入契約および債務保証委託契約に関連する全ての与信判断ならびに与信後の管理
- ・代位弁済後の求償権の管理
- ・裁判・調停等により確定した権利の管理
- ・完済等により消滅した権利の管理
- ・上記権利に付随した一切の権利等に関する管理

④ 個人データの管理について責任を有する者

当農業協同組合

(4) 手形交換所等との間の共同利用

手形・小切手が不渡となりますと、手形所持人や取引銀行等に多くの弊害を与えることとなります。

このため、手形・小切手の円滑な流通を確保する等の観点から、手形・小切手が不渡となり、取引停止処分となったときは、一定期間取引を差し控える等の措置をとっております。

つきましては、不渡となった手形・小切手の振出人または引受人であるお客様および当座取引開始をご相談されたお客様の個人データについては、手形交換所等に提供され、参加金融機関等で下記①に掲げる情報の還元や当座取引開設のご相談時の取引停止処分者の照会において共同利用を行っておりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

① 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人です。以下同じです。）および当座取引開設の依頼者に係る情報で、次のとおりです。

- ・当該振出人の氏名（法人については名称・代表者名・代表者肩書）
- ・当該振出人について屋号があれば、当該屋号

- ・住所（法人については所在地）（郵便番号を含みます。）
- ・当座取引開設の依頼者の氏名（法人については名称・代表者名・代表者肩書。屋号があれば当該屋号）
- ・生年月日
- ・職業
- ・資本金（法人の場合に限ります。）
- ・当該手形・小切手の種類および額面金額
- ・不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別
- ・交換日（呈示日）
- ・支払金融機関（部・支所（店）名を含みます。）
- ・持出金融機関（部・支所（店）名を含みます。）
- ・不渡事由
- ・取引停止処分を受けた年月日
- ・不渡となった手形・小切手の支払金融機関（店舗）が参加している手形交換所および当該手形交換所が属する銀行協会

（注）不渡となった手形・小切手に記載されている情報が支払金融機関に届けられている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

② 共同して利用する者の範囲

各地手形交換所、各地手形交換所の参加金融機関、全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人情報信用情報センターおよび全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会（各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。）

（注）共同利用者の範囲の詳細につきましては、全国銀行協会のホームページ

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/clearing/> をご覧下さい。

③ 共同利用する者の利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

④ 個人データの管理について責任を有する者

不渡となった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会

(5) 当組合の子会社等との間の共同利用

① 共同して利用する子会社等の範囲

- ・ 株式会社ドリームファーム洗馬

② 共同利用する個人データの項目

当組合のお客さまおよびその他の個人の以下の個人データについて、共同利用します。

- ・ 氏名、性別、生年月日、勤務先等の属性情報
- ・ 住所、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先情報

③ 共同利用する会社の利用目的

- ・ 当組合の提供する各種商品・サービスに関する各種情報のご提供等のため

④ 個人データの管理について責任を有する者

当農業協同組合

6. 個人データの取扱いの外部委託

当組合は個人データの取扱い業務の一部を外部に委託しております。外部委託先に取扱わせている主な業務には以下のものがあります。

(1) 情報システムの運用・保守に関する業務

(2) 組合員・利用者の皆様へお送りするための書面の印刷・発送業務

7. 備 考

当組合が、ご本人への通知、ご利用約款等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。

別紙 1

個人情報を取得する際の利用目的（保護法第18条第1項関係）

事 業 分 野	利 用 目 的
信用事業（注1）	・ 金融商品・サービス利用申込の受付 ・ 本人の確認 ・ 利用資格等の確認 ・ 金融商品・サービスの提供に係る妥当性の判断 ・ 契約の締結、維持管理及び事後の管理 ・ 契約等に基づく義務の履行・権利の行使 ・ 市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・ 受託業務の遂行 ・ 当組合が提供する商品・サービス(注2)に関する各種の情報のご提供等
うち与信業務(信用事業以外の与信を含む)	・ 融資等の申込の受付 ・ 本人の確認、利用資格等の確認 ・ 金融商品・サービスの提供に係る妥当性の判断 ・ 与信の判断・与信後の管理（資産査定・決算事務等を含む） ・ 契約等に基づく義務の履行・権利の行使 ・ 当組合が加盟する個人信用情報機関への提供 ・ 信用保証機関・提携先の保険会社等への提供 ・ 受託業務の遂行 ・ 当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
共済事業	・ 申込の受付 ・ 本人の確認 ・ 共済契約引受の判断 ・ 共済契約の継続・維持管理 ・ 共済金等の支払

	・約款等に定める契約の履行その他契約者サービス ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
購買事業(注3)	・申込の受付 ・注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
農畜産物委託販売事業 (注4)	・申込の受付 ・契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供 ・費用・販売代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
農作業受託事業(注5)	・申込の受付 ・契約の締結 ・契約に基づくサービスの提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
受託農業経営事業(注6)	・申込の受付 ・契約の締結 ・契約に基づくサービスの提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
営農指導	・経営の指導その他それに付帯するサービスの提供 ・経費の賦課 ・与信の判断 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
加工事業(注7)	・申込の受付 ・食品安全管理及び雇用管理 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
利用事業	・申込の受付 ・契約の締結 ・契約に基づくサービスの提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
老人福祉・介護事業	・申込の受付 ・契約の締結・維持管理

	・ 契約に基づくサービスの提供及びそれに伴うご家族等への連絡・心身の状況説明 ・ 介護保険事務に必要な範囲で行う関係機関等への届出、資料の提出、照会への回答 ・ 費用・代金の請求・決済その他の内部管理
冠婚葬祭業	・ 申込の受付 ・ 契約の締結 ・ 契約に基づくサービスの提供 ・ 費用・代金の決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
自動車等整備業	・ 申込の受付 ・ 契約の締結 ・ 契約に基づくサービスの提供 ・ 費用・代金の請求・決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
各種物品賃貸業	・ 申込の受付 ・ 契約の締結 ・ 契約に基づくサービスの提供 ・ 費用・代金の請求・決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
生活指導事業	・ 生活改善指導とそれに付帯するサービスの提供 ・ 経費の賦課、費用・代金の決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
損害保険代理業	・ 損害保険契約の勧誘、募集、締結等
受託業務	・ 委託先との契約に基づく業務の遂行
組合員等管理	・ 会議・催事等のご通知・ご案内 ・ 組合員資格の管理（理事等の選出における手続き含む） ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
採用・雇用管理	・ 採用の可否の判断 ・ 雇用の維持・管理 ・ 健康保険組合等関係機関・団体への提供 ・ 身元保証人等に対する当組合からのご通知・ご連絡等

(注1) 日本標準産業分類の農林水産金融業に相当する事業

(注2) 当組合が提供する商品・サービスとは、当組合が行っている全ての事業に係る商品・サービスをいい、以下の各項目において同じです。

(注3) 同分類の各種の小売業に相当する事業

(注4) 同分類の農畜産物卸売業に相当する事業

(注5) 同分類の農業サービス業に相当する事業

(注6) 同上

(注7) 同分類の食料品製造業の各事業に相当する事業

特定個人情報取得時の利用目的

利 用 目 的
出資配当金に関する支払調書作成事務
金融商品取引に関する法定書類作成事務
金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
贈与税非課税措置に関する事務
預貯金口座付番に関する事務
共済契約に関する支払調書作成事務
報酬・料金等に関する支払調書作成事務
不動産の使用料等に関する支払調書作成事務
その他法令で認められた事務

別紙 2

当組合の保有個人情報の利用目的（保護法第24条第1項第2号関係）

データベース等の種類	利 用 目 的
組員等名簿	・ 会議・催事のご通知・ご連絡 ・ 組員資格の管理（理事等の選出における手続き） ・ 組員その他の利害関係者の閲覧請求への対応 ・ 経費の賦課 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
共通情報データベース	・ 本人の確認 ・ 与信の判断、契約の維持・管理 ・ 取引内容・履歴等の管理 ・ 市場調査及び商品・サービスの開発・研究 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等第三者への提供 ・ 資産査定・決算事務等内部管理 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
信用事業に関するデータベース	・ 金融商品・サービス利用申込の受付 ・ 本人の確認 ・ 利用資格等の確認 ・ 契約の締結 ・ 契約等に基づく義務の履行・権利の行使 ・ 市場調査及び当組合の提供する商品・サービスの開発・研究 ・ 当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供

	・与信の判断・与信後の管理（資産査定・決算事務等を含む） ・当組合が加盟する個人信用情報機関への提供 ・信用保証機関・提携先の保険会社等への提供 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
共済事業に関するデータベース	・申込の受付 ・本人の確認 ・共済契約引受の判断 ・共済契約の継続・維持管理 ・共済金等の支払 ・約款等に定める契約の履行その他契約者サービス ・市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
購買事業に関するデータベース	・申込の受付 ・注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・費用・代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
販売事業に関するデータベース	・申込の受付 ・契約の締結・契約に基づくサービスの提供 ・業務遂行に必要な範囲で行う関係団体・提携企業等への提供 ・費用・販売代金の請求・決済 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
営農指導に関するデータベース	・経営の指導その他それに付帯するサービスの提供 ・経費の賦課 ・与信の判断 ・業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等
個人番号に関するデータベース	・個人番号関係事務の実施

（注）ご不明な点につきましては、ご本人さまからのお申出により遅滞なくご回答させていただきます。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貸出運営についての考え方

組合員をはじめ、地域住民の皆さまの生活資金や、農業経営に必要な資金の融資を行っております。生活関連では住宅の新築や改良、宅地の取得資金をはじめ、教育・結婚・自動車購入資金などを通じて地域の暮らし向上に貢献しております。農業関連資金では、農業経営・農機具や運搬車両の購入・農業施設の取得等に対応する資金をはじめ、天候不順による生産低下や、低価格販売に対する再生産のための低利資金など又、手軽にご利用いただける当座貸越などにより、当JAの主幹事業であります農業生産向上に寄与しております。合わせて地域経済の安定的向上と発展に貢献してまいります。

社会的責任への取り組み

◇ マネー・ロンダリング対策

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」及び「金融機関等に関する法律」等に基づく本人確認等に関する取扱いマニュアルや、「企業が反社会的勢力による被害を防止する為の指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）により、リスク管理を徹底し、マネー・ローンダリング対策に取り組み、社会からの信頼を高めています。

◇ 環境問題への取り組み状況

農業経営は環境問題を避けて通れません。減農薬・優良有機質の施用による減化学肥料栽培・廃プラスチックの適正処理・生分解マルチの普及・コンテナによる出荷・ノンステープルダンボールによる出荷等により、安全安心及び環境に配慮した農産物の生産に取り組んでおります。又、デマンドコントローラーの導入により温室効果ガス排出量を相殺（オフセット）しております。

◇ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）

コンピューターシステムが不慮の災害や事故、あるいは障害等により重大な損害を被り業務の遂行が困難になった場合に、社会経済に多大な影響をもたらす恐れがあります。

当組合はその重大性を認識し経営の重要課題として信頼性の確保、利用者の保護の視点でコンティンジェンシープランを樹立し、万全に取り組んでおります。

◇ 振り込め詐欺対応

振り込め詐欺に対する注意喚起、チラシの配布、ポスターの掲示などを行っています。

ＪＡバンク基本方針に基づく「ＪＡバンクシステム」

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に計り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2020年3月末における残高は1,659億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

リスク管理体制

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

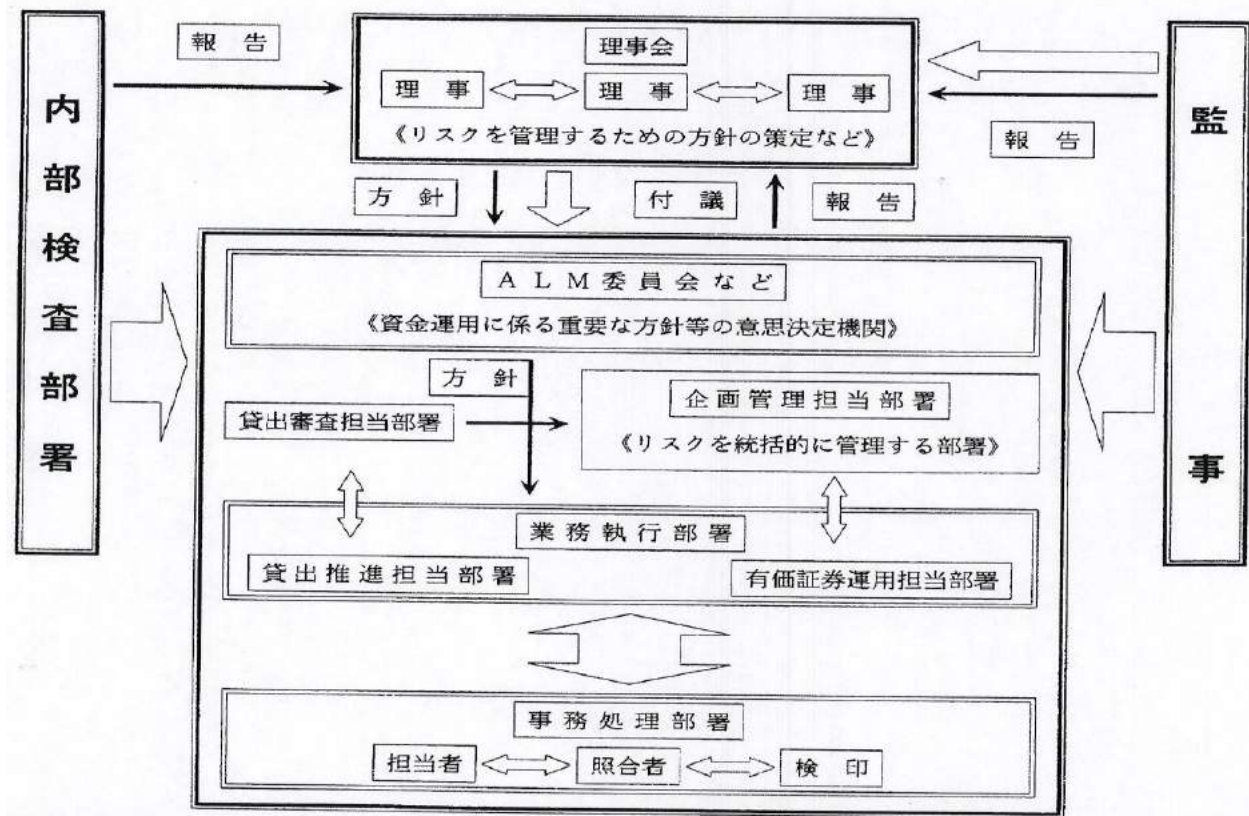
このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

〔リスク管理体制図〕



② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：０２６３－５２－０１０８ 月～金 午前９時～午後５時）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１），第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８），第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）

- ① の窓口または一般社団法人ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）にお申し出ください。なお、東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会，各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：０３－５３６８－５７５７）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ＡＤＲ

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化をはかる」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責務と認識しています。

今般の「中小企業等金融円滑化法」の施行にともない、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入のお客様からのご相談に対し、適切な業務遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡ洗馬（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さま同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
- 6 （金融円滑化管理に関する体制について記載）
当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

業務・事務の効率化への取り組み

事務の効率化は、事業コストの削減上重要な部分です。当組合では信連をはじめ中央会や長野県協同電算と協議を重ね、事業・事務の効率化に取り組んでいます。

◇ 為替イメージOCRシステム

受け付けた振込依頼書を、スキャナで信連に送信し、信連が処理することにより、正確で効率的な振込手続きが可能となっております。

◇ 手形集中決済

長野県信連に代理交換を委託し、当 J A が支払い場所になって手形資金決済を行っております。

◇ 印鑑照合システム

通帳副印鑑を廃止し、印影を画像により照合することで、犯罪防止と窓口業務の効率化を図っております。

◇ ローンセンターシステム

各種ローンの受付相談やチェック、個人信用情報の照会機能などを備えております。ローンご利用のお客様には審査時間の短縮と、事務リスクの低減が図られております。

農業振興活動

○農業関係の持続的な取組み

生産出荷体制の強化対応として栽培講習会や営農グループ講習会を開催し、生産技術の向上と生産安定に取り組んだ他、連作障害克服対策として耐病性品種の選定と導入を行いました。

農業振興ビジョンに基づく、自然災害に負けない土づくり対策として有機質活用・深耕事業への助成及びビニールハウス・レタス種子代助成等により生産者を支援しました。

○地域密着型金融への取組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

農業機械や設備、運転資金までの農業者の様々な資金ニーズに応えるため、生活課との連携を図り、相談体制を整備してまいりました。

新規就農者に対しては、営農部門等と連携を図り、計画の策定および、資金の支援を行っております。

経営の安定化を図ろうとする農業者さんへの相談対応では、経営改善に向けた支援を行っております。

○安全・安心な農産物づくりへの取組み

栽培管理システムによる使用農薬の管理を徹底する他、栽培管理日誌の記帳、防除指導などの農薬安全使用講習会を開催するとともにトレーサビリティ対応による出荷先の追跡管理を行いました。

○食育の取組み

子供たちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけを目的とした補助教材本「ちゃぐりん8月号」を寄贈しました。

地産地消の取組みとして、地元洗馬小学校とのレタス栽培体験学習を通じ、地域の基幹産業である農業を知ってもらう活動へ取り組んだほか、青年部盟友が栽培したスイートコーンなど、学校給食へ地元食材の提供を行ってきました。

地域貢献情報

○全般に関する事項

「当組合は、塩尻市洗馬地区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

○地域からの資金調達の状況

組合員の農産物代金、年金の受け取り、給与の振込み、地域業者からの資金などにより今年度末において貯金残高は191億5千万円余となっております。当組合では、県下統一商品のほか、年末年始の福だるま貯金、店頭金利に上乗せキャンペーン貯金等のオリジナル商品を開発し、お預かりする資金について、金利面や特典によって皆さまにご満足いただけるよう心がけております。

○地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、今年度末において24億5千万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給13億6千万円、地方公共団体等10億1千万円、その他8千万円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や塩尻市から利子補給をいただく農業振興資金、農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響拡大による単価低迷や、長雨による病気や生育不足等に遭われた農業者に対しては、低金利で迅速な資金繰り支援にて対応いたしました。また、生活資金においては、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

○文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、農業体験教室、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行なっております。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、旅行、ゲートボール大会への参加など、地域の皆さまの繋がりに役立てるような活動を行なっておりましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止いたしました。

地域の皆さまの健康管理・福祉活動として集団保養の実施や、助け合い組織、「ポケットの会」による家事支援や配食サービス・ミニデイサービスなどを通じ、高齢者への支援福祉活動を展開しております。小規模多機能型居宅介護施設「クレアせば」も利用者・ご家族の皆さまに大変喜ばれております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、さら組織の充実を図ることにより、一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

事業活動のトピックス

令和2年度

3 月	4日 農産物加工部会総会 7日 J A女性部総会 19日 パセリ部会役員会	4 月	13日 パセリ部会役員会 20日 クレアせば運営推進会議 21日 農業者年金総会 23日 荷造り講習会 (レタス・サニー・Gリーフ)	5 月	25日 第72回通常総会
6 月	22日 クレアせば運営推進会議 29日 荷造り講習会 (ピーマン) パセリ部会役員会	7 月	10日 荷造り講習会 (スイートコーン)	8 月	4日 パセリ部会役員会 17日 クレアせば運営推進会議 19日 荷造り講習会 (レタス・サニー・Gリーフ・ロメイン) 28日 秋作パセリ目揃い会
9 月	11日 本所防災訓練 15日 パセリ部会役員会 19日 クレアせば防災訓練 28日 越冬パセリ講習会	10 月	19日 クレアせば運営推進会議	11 月	10日 JA3ヵ年計画実践交流集会 16日 ヘルススクリーニング 19日 野菜販売反省会 26日 パセリ部会役員会
12 月	18日 令和2年度野菜生産技術反省会 及び令和3年度生産方針検討会 農産物安全・安心確保対策実行委員会 21日 クレアせば運営推進会議 25日 年末調整講習会	1 月	4日 初貯金 8日 令和3年度園芸専門委員会 20～22日 野菜栽培講習会 28日 J A洗馬青年部総会	2 月	3日 小物野菜講習会 8日～10日 税務相談会 15日 クレアせば運営推進会議 17日 集落懇談会

園芸専門委員会 常任委員会

3/4.31 4/28 5/19 6/16・23・27 7/14 8/4 9/8 10/6 11/4 各日開催

事業のご案内

□信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、J Aバンクとして大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの預金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座など各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貯金商品一覧表

主な貯金

貯 金 の 種 類		特 色	期 間	預け入れ金額
総合口座	普通貯金	・普通貯金と定期貯金との組合せ口座	期間の制限はありません。	1円以上
	期日指定定期貯金 大口定期貯金 スーパー定期 変動金利定期貯金	・有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。ご用立ての際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。（定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。）	最長3年	1円以上
			1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上
			1ヶ月以上10年以内	1円以上
定期貯金	期日指定定期貯金	・自由金利で1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	1円以上300万円未満
	大口定期貯金 スーパー定期	・金利は市場情勢を参考にして自由に決定され、高利回りで運用できます。 ・満期前利息分割受取型も選択できます。	1ヵ月以上10年以内 (6、8、9年は不可)	1,000万円以上 1円以上
	変動金利定期貯金	・金利は市場情勢を参考にして自由に決定されますが、6ヶ月ごとに金利がその時点の金利動向により変更されます。	2・3年	1円以上
積立型貯金	定期積金	・毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。金利は自由金利です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
	積立式定期貯金 (エンドレス型)	・毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でいざという時には一部のお支払機能もあります。	自由	1円以上
	積立定期貯金 (満期型)	・毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヵ月以上10年以下 (据置期間を含む)	1円以上
財形貯金	一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積立となります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	・退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上

当座貯金	安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1円以上
決済用貯金	・機能は普通貯金と全く同様ですが、無利息貯金です。貯金保険制度により全額保護されます。		
貯蓄貯金	・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利をおこないます。金利は自由に決定されます。	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	5万円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
譲渡性貯金（NCD）	大口の資金を高利回りで適用できます。また、満期日前に譲渡できます。	定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年	1,000万円以上
		期日指定方式 2週間以上5年以内	

●貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、（株）日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

■融資商品一覧表

(1) 住宅関連ローン

ローンの種類		お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	返 済 期 間	返 済 方 法	担保・保証人
住宅ローン	固定金利型	住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。	1億円以内（JA住宅王25については2,500万円以内）	35年以内（JA住宅王25については25年以内）	元利均等返済 元金均等返済 毎月返済方式、 年2回返済方式 およびボーナス 時増額返済も可	担保：土地・建物 保証人：原則として不要です。 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
	変動金利型	適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。				
	固定変動選択型	金利情勢に応じて、一定期間（3・5・10・15年）固定金利期間を選択してご利用いただけます。（期間経過後、再選択可）				
リフォームローン	固定金利型	住宅の増改築・修理・内外装・造園・門・塀・介護設備などの建築資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 毎月返済方式、 年2回返済方式 およびボーナス 時の増額返済も 可	担保：必要ありません 保証人：原則として不要です。 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
	変動金利型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的に変更されます。				

(2) その他のローン

ローンの種類		お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	返 済 期 間	返 済 方 法	担保・保証人
フ リ ー ロ ー ン	固 定 金 利 型	生活に必要とする資金です。 (負債整理資金・事業資金は除きます。)	500万円以内	10年以内	元利金等返済	担保：必要ありません 保証人：保証会社をご利用いただけます。
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準に従って自動的に変更されます。				
教 育 ロ ー ン	固 定 金 利 型	入学金・授業料・学費およびアパート家賃等の教育に関する資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	15 年 以 内 (据置期間含む。在学期間+9年)	元利均等返済 毎月返済方式、年2回返済方式およびボーナス時の増額返済も可	担保：必要ありません 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的に変更されます。				
マ イ カ ー ロ ー ン	固 定 金 利 型	自動車・バイク購入の他、車検・ガレージ・免許証の取得等にもご利用いただけます。	1,000万円以内	10年以内	元利均等返済 毎月返済方式	担保：土地・建物 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的に変更されます。				
賃 貸 住 宅 ロ ー ン		賃貸住宅の建設および増改築に要する資金にご利用いただけます。	4億円以内	30年以内	元利均等返済 毎月返済方式	担保：土地・建物 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
事 業 ロ ー ン		組合員が経営する農外事業の安定と拡充に必要な資金にご利用いただけます。	運転資金 500万円以内	5年以内	元利均等返済 元金均等返済 毎月返済方式および年2回返済方式	担保：必要ありません 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
			設備資金 3,000万円以内	20年以内		
			再生可能エネルギー型 全農提携型 5,000万円以内	15年以内		
カ ー ド ロ ー ン		生活に必要な資金にご利用いただけます。 (負債整理資金・事業資金は除きます。)	10万円～50万円以内 (ワイドは200万円以内)	2年毎(ワイドは1年毎) の自動更新	約定返済 返済用貯金口座からの自動引落	担保：必要ありません 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。

●為替業務

全国の J A ・ 県信連 ・ 農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取扱いしています。

●国債窓口販売業務

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取扱いをしています。

●投資信託窓口販売業務

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

●サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどを取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	J A のキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・漁協・都銀・信託銀行・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・郵便局・セブン銀行・イーネット・ローソンのCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会ができます。また、全国のJA・信連・農林中金およびセブン銀行・イーネット・ローソン・郵便局では現金のお預入れができ、県内のJA・信連ではカードによる登録先への為替振込もできます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド (J A カ ー ド)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスもうけられる便利なカードです。また、ICキャッシュカード機能やロードアシスタントサービスを付加したカードのお取扱もしております。その他、海外旅行傷害保険サービスやショッピングパートナー保険サービスなど、補償サービスも自動付帯されております。
ア ン サ ー サ ー ビ ス	お客様が現在お使いのOA機器（パソコン・ファクシミリ・ブッシュホン）とJAグループのコンピューターとを通信回線（電話回線）で結ぶことにより「資金の移動」や「お引取り内容についての照会」をオフィス・ご自宅に居ながらにしてスピーディーに行えます。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客様からのお支払いの振込データを磁気媒体で送っていただくことにより、自動的にお振込いたします。
定 期 振 込 サ ー ビ ス	定期的に同一のお振り込みをお客様が行う場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄を記入するだけで、その他の記入が不要になり大変便利です。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月ご指定の日にお客様のご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続きで、毎月確実に送金できます。
デ ビ ッ ト カ ー ド	JAキャッシュカードでご自分の貯金残高の範囲内でお買い物ができます。現金を引き出す手間が省けスピード決済されますので、使いすぎの心配がなく安心です。
J A ネ ッ ト バ ン ク	インターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、残高照会や振込、、振替等の各種サービスが24時間いつでもどこでも（原則）お気軽にご利用いただけます。個人・法人のお取り扱いが可能です。

□ 共済事業

組合員はじめ地域の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、毎日の暮らしをバックアップしています。

● 終身共済

一生涯にわたっての保障を備えられる共済です。

● 養老生命共済

一定期間の保証と、満期時に被共済者が生存しているときは、満期共済金が支払われるという「保障」と「貯蓄」の二つの機能を兼ね備えた共済です。

● こども共済

お子様の入学時の準備資金又は進学時の学資金の造成を目的とした共済です。契約者が万一の時でも掛金払込免除と入学祝金または学資金と満期共済金は通常どおり受け取ることができます。また、養育年金特則付契約の場合は、養育年金を受け取ることができます。

● 定期生命共済

一定期間の保障を目的とした掛け捨てタイプの共済です。

● がん共済

悪性新生物または脳腫瘍にかかった場合の入院・手術・放射線治療などを保障する共済です。

● 医療共済

入院・手術・放射線治療などを保障する共済です。基本タイプの他に、がんの保障・三大疾病の保障の充実をはかることもできます。他に引受緩和型の医療共済もあります。

● 予定利率変動型年金共済

将来の公的年金の補完、豊かなセカンドライフを過ごすための個人年金共済です。

● 介護共済

公的介護保険制度に連動した保障で、生涯にわたって介護の不安に備えるための共済です。

● 生活障害共済

病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費に備えるための共済です。

● 特定重度疾病共済

「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性腎不全・慢性すい炎」に罹患・診断され、所定の状態に該当した場合に一時金で保障する共済です。

● 建物および家財共済

火災等や自然災害による家屋や家財等の損害を保障しながら満期金額の貯蓄を行える共済です。

● 短期共済

自動車、自賠責、火災、傷害などの日常的な万一に備え、安心して生活できるための共済です。

□経済事業

生産販売、生産購買を主力に組合員の J A 結集により、農業振興や生産基盤の強化を主眼に事業展開をしております。

食の安全・安心の取り組みは絶対的必須事項と確認し、より一層安全・安心な農産物供給に努め、信頼される産地化の定着を進めています。関係機関よりご指導をいただき、生産者、生産団体、J A グループ一丸となって取り組んでおります。

●生産販売

野菜の生産販売を基軸に事業を展開しています。気象変動は作柄不安定を深刻化し、消費動向の変化により価格への影響が生産農家の経営と生産意欲に、大きく影響を与えております。また、中核的農家における担い手の高齢化により生産基盤が弱体化しております。これらへの対応として農地の保全管理、遊休農地対策を進め、担い手の育成をはかるとともに農家経済の安定化に努めております。

●生産購買

3 ヶ年計画に基づいた具体的実施強化を自己改革の更なる推進と求められる中、予約購買を中心とした仕入、供給を主体に生産振興と併行した各種大口対策、支援対策を図りながら、関係機関との連携による「オンリーワンの自己改革の実現」と「農家所得の向上」を目標に事業に取り組んでおります。

●生活関連

燃料、自動車、組織購買事業などを通じて、ご愛顧されるよう利便性の追求とサービス向上に向けた事業を展開しております。女性部の活動や直売グループ、加工部会等により、女性の事業参画が図られております。

□介護保険事業

通いのサービスを中心として利用者の状態や希望に応じて、随時泊まりや訪問のサービスを柔軟に組み合わせて、在宅生活が継続できるよう年中無休で支援します。

- 介護が必要になっても、住み慣れた家や地域で家族や親しい人々と共に家庭的な雰囲気の中で生活ができよう支援します。

- 在宅で過ごされており、要介護 1 ～ 5 の認定を受けている方が対象となります。

- 登録者定員 29 名 通いサービスを提供する定員 18 名 宿泊サービスを提供する定員 6 名

主な手数料

1. 貯金関連手数料

* 令和3年6月1日現在で作成してあります。

(1) A T M利用手数料（1回につき）

* 各手数料には消費税を含んでおります。

キャッシュカードの種類		利用 時 間 帯			手 数 料
J A カ ー ド	当 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料
			入 金	8：45～19：00	無 料
		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料
			入 金	9：00～19：00	無 料
	県 内 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料
			入 金	8：45～19：00	無 料
		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料
			入 金	9：00～19：00	無 料
全 国 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料	
		入 金	8：45～19：00	無 料	
	土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料	
		入 金	9：00～19：00	無 料	
漁 協 カ ー ド		平 日	出 金	8：45～18：00	110円
				18：00～19：00	220円
他 行 カ ー ド		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	220円

(2) キャッシングサービス

平	日	8：45～18：00	無 料
		18：00～19：00	110円
土	曜 日	9：00～14：00	110円
		14：00～19：00	110円
日	曜 日・祝 日	9：00～19：00	110円

(3) 発行・再発行手数料

種 類	内 容	手 数 料
法人キャッシュカード発行	1枚あたり	1,100円
証書再発行	1枚あたり	1,100円
通帳再発行	1冊あたり	1,100円
個人・法人キャッシュカード再発行	1枚あたり	1,100円

(4) 手形・小切手

種 類	内 容	手 数 料	
		署名鑑印刷なし	署名鑑印刷あり
小切手	1冊（50枚）あたり	6 6 0 円	7 7 0 円
約束手形	1冊（25枚）あたり	4 4 0 円	4 9 5 円
約束手形	10枚あたり	1 7 6 円	1 9 8 円
為替手形	10枚あたり	1 7 6 円	—
署名印鑑印刷新規・変更登録料	1署名鑑につき	5, 5 0 0 円	
マル専口座開設	1口座あたり	3, 3 0 0 円	
マル専手形用紙	1枚あたり	5 5 0 円	—
自己宛小切手	1枚あたり	5 5 0 円	—

2. 為替手数料

(1) 送金手数料（1件につき）

送 金 の 種 類	手 数 料
県 内 J A あ て	4 4 0 円
県 外 J A お よ び 他 行 あ て	6 6 0 円

(2) 振込手数料（1件につき）

振込の種類の		金額の区分	手数料
窓口	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J A あて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	他行あて	3万円未満	550円
		3万円以上	770円
自動送金サービス	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J A あて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	他行あて	3万円未満	550円
		3万円以上	770円
ATM	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J A あて	3万円未満	110円
		3万円以上	330円

	他 行 あ て	3万円未満	440円
		3万円以上	660円
ア ン サ ー ・ ネ ッ ト バ ン ク	同 一 店 舗 内 あ て	3万円未満	無 料
		3万円以上	無 料
	県 内 外 J A あ て	3万円未満	110円
		3万円以上	220円
	他 行 あ て	3万円未満	220円
		3万円以上	440円

(3) 代金取立手数料（1通につき）

取 立 て の 種 類	手 数 料	
	普通扱い	至急扱い
県 内 J A あ て	440円	
県 外 J A お よ び 他 行 あ て	660円	880円

(4) その他の諸手数料

種 類	手 数 料
送 金・振込組戻料	660円
不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭提示料	660円

3. その他のおもな手数料

種 類		内 容	手 数 料
残 高 証 明 書 発 行		当 J A 指定用紙（自動発行）	440円
		当 J A 指定用紙（都度発行）	660円
		お客様ご指定の用紙	660円
		監査法人様からの依頼（1通）	2,200円
保護預り兼振替決済口座管理手数料（1ヶ月）			無 料
自 動 送 金 サ ー ビ ス	申 込 手 数 料	1申込あたり	無 料
	取 扱 手 数 料	1回あたり（この他に振込手数料がかかります）	無 料
両 替		1 ～ 100枚	無 料
		101 ～ 300枚	110円
		301 ～ 500枚	220円
		501 ～ 2,000枚	330円
		2,001枚～3,000枚以上	千枚毎に330円を

当組合の組織

組 合 員 数

(単位：人、団体)

	元年度末	2年度末	増 減
正組合員数	889	886	△3
個 人	886	882	△4
法 人・団体	3	4	1
准組合員数	437	446	9
個 人	428	436	8
法 人・団体	9	10	1
合 計	1,326	1,332	6

備考： 当年度末正組合員戸数 785戸

当年度末准組合員戸数 361戸

組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 数
園芸専門常任委員会	大熊 陽一	10
J A 洗馬支部長会	上條 勝	7
J A 洗馬青年部	小川 秋彦	34
J A 洗馬女性部	青柳 美樹	43
J A 洗馬年金友の会	上條 隆	790
農業者年金協議会	田中 喜一	149

※当 J A の組合員組織を記載しています。

役員構成（役員一覧）

（令和3年2月末）

代表理事組合長	北 沢 泉	理 事	清 水 みゆき
代表理事専務理事	寺 澤 武 憲	〃	征矢野 敏 郎
理 事 金 融 部 長	都 筑 和 彦	〃	塩 原 正 彦
理 事	成 田 均	代 表 監 事	松 川 義 英
〃	三 溝 正 一	監 事	大 池 喜一郎
〃	大 和 邦 夫	員 外 監 事	木 村 芳 正
〃	岩 垂 聡		

職員の内訳

（単位：人）

	元年度			2年度		
	男子	女子	計	男子	女子	計
一 般 職 員	34	20	54	34	20	54
営農指導担当	(4)	0	(4)	(4)	0	(4)
合 計	34	20	54	34	20	54

（令和3年2月末）

機 構 図

```

graph TD
    Board[理事会] --- GM[総務担当理事会]
    Board --- ER[経済担当理事会]
    Board --- RD[代表理事組合長]
    Board --- BS[監事会]
    RD --- RDL[代表理事専務理事]
    RD --- Board2[理事会]
    RD --- Board3[監事会]
    RDL --- FD[金融部長]
    RDL --- ED[企画会議]
    FD --- FinDept[金融部]
    FD --- EconDept[経済部]
    FinDept --- Credit[信用課]
    FinDept --- Mutual[共済課]
    EconDept --- AG[営農指導課]
    EconDept --- API[農産物検査員]
    EconDept --- Sales[販売課]
    EconDept --- PM[生産資材課]
    EconDept --- Life[生活課]
    BS --- IAS[内部監査室]

```

会計監査人の名称

みのり監査法人（3年2月現在）

所在地 東京都 港区 芝

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

地 区

長野県塩尻市大字洗馬を地区としております。

店舗一覧

（令和3年6月現在）

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本 所	〒399-6493 塩尻市大字洗馬2720-3	0263-52-0108	1台

施 設 名	住 所	電 話 番 号	
ク レ ア セ バ	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2713-5	0263-50-6177	
生 活 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2729-1	0263-54-2302	
本 部 集 荷 所	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2720-3	0263-52-2541	
岩 垂 予 冷 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬6681-1	0263-52-7563	
本 部 予 冷 庫	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2720-3	0263-52-2541	
原 口 予 冷 庫	〒399-6462 塩尻市大字洗馬7118-1	0263-53-8105	
太 田 選 果 所	〒399-6462 塩尻市大字洗馬465-2	0263-53-4651	
カ ッ ト セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬985-2	0263-54-4191	
J A 洗 馬 ス タ ン ド	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2723-1	0263-52-6633	
生 産 支 援 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬983	0263-54-2767	
（株）ドリームファーム洗馬	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2556-2	0263-54-2484	

沿革・歩み

昭和23年	4月	洗馬村農業協同組合設立
昭和45年	4月	塩尻市収納代理金融機関に指定される
昭和45年	8月	長野県収納代理金融機関に指定される 野菜指定産地事業農業近代化施設本部集荷所竣工
昭和46年	7月	本部事務所竣工
昭和48年	9月	岩垂予冷センター竣工
昭和50年	11月	貯金電算管理移行
昭和53年	9月	総貯金50億円達成
昭和55年	11月	貯金業務オンライン完成
昭和59年	5月	A T M稼動 全国内国為替制度加盟
昭和62年	3月	カット野菜センター竣工
平成元年	6月	奈良井川ライスセンター竣工
平成 2年	7月	総貯金100億円達成
平成 4年	4月	洗馬給油所・A・コープアピスせば店オープン
平成 6年	9月	国債窓販開始
平成 9年	10月	総貯金150億円達成
平成10年	4月	農協発足50周年
平成11年	5月	J A金融事業競進会特別優秀賞（県知事賞ほか）受賞
平成14年	11月	生産支援センター竣工
平成15年	5月	J A金融事業競進会優秀賞受賞
平成17年	4月	ペイオフ全面解禁
平成18年	5月	新信用システム（J A S T E M）稼動
平成20年	4月	クレアせば開所
平成26年	3月	本所・生産資材センター竣工
平成27年	2月	レギュラー店舗解散 A・コープ株式会社発足
平成28年	3月	子会社・株式会社ドリームファーム洗馬発足
平成31年	2月	A・コープアピスせば店閉店
令和 3年	5月	生活センター竣工

資 料 編

貸 借 対 照 表

第 7 2 期事業年度 令和 2 年 2 月 2 9 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1 信用事業資産	21,484,541	1 信用事業負債	19,110,270
(1) 現金	63,834	(1) 貯金	19,051,253
(2) 預金	18,477,731	(2) 借入金	36,187
系統預金	18,477,731	(3) その他の信用事業負債	22,829
(3) 貸出金	2,980,056	未払費用	7,155
(4) その他の信用事業資産	16,798	その他の負債	15,674
未収収益	13,740	2 共済事業負債	53,470
その他の資産	3,058	(1) 共済資金	16,337
(5) 貸倒引当金	△53,878	(2) 未経過共済付加収入	36,958
2 共済事業資産	2,728	(3) 共済未払費用	167
3 経済事業資産	396,065	(4) その他の共済事業負債	7
(1) 経済事業未収金	292,267	3 経済事業負債	125,767
(2) 経済受託債権	169	(1) 経済事業未払金	105,189
(3) 棚卸資産	105,730	(2) 経済受託債務	6,054
購買品	104,766	(3) その他経済事業負債	14,523
その他の棚卸資産	963	4 雑負債	70,179
(4) その他の経済事業資産	12,698	(1) 未払法人税等	11,375
(5) 貸倒引当金	△14,799	(2) 資産除去債務	2,065
4 雑資産	158,851	(3) その他の負債	56,738
5 固定資産	931,837	5 諸引当金	192,264
(1) 有形固定資産	931,335	(1) 賞与引当金	23,515
建物	1,379,573	(2) 退職給付引当金	71,526
機械装置	484,188	(3) 役員退職慰労引当金	32,977
土地	322,570	(4) 特例業務負担金引当金	64,245
その他の有形固定資産	388,582		
減価償却累計額	△1,643,579	負 債 の 部 合 計	19,551,952
(2) 無形固定資産	502	(純資産の部)	
6 外部出資	774,454	1 組合員資本	4,242,460
外部出資	774,454	(1) 出資金	927,639
系統出資	726,430	(2) 回転出資金	29,499
系統外出資	18,024	(3) 利益剰余金	3,285,321
子会社等出資	30,000	利益準備金	1,613,900
7 繰延税金資産	45,933	その他利益剰余金	1,671,421
		教育積立金	118,000
		健康・福祉積立金	200,000
		情報施設積立金	13,876
		税効果調整積立金	45,933
		事業基盤強化積立金	444,008
		施設設備・修繕積立金	221,150
		農業経営特別支援積立金	396,202
		当期末処分剰余金	232,249
		(うち当期剰余金)	45,104
		純 資 産 の 部 合 計	4,242,460
資 産 の 部 合 計	23,794,412	負債及び純資産の部合計	23,794,412

貸 借 対 照 表

第 7 3 期事業年度 令和 3 年 2 月 2 8 日現在

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
1 信用事業資産	20,810,035	1 信用事業負債	19,195,088
(1) 現金	68,919	(1) 貯金	19,152,650
(2) 預金	18,316,265	(2) 借入金	21,194
系統預金	18,316,265	(3) その他の信用事業負債	21,244
(3) 貸出金	2,455,151	未払費用	6,620
(4) その他の信用事業資産	16,600	その他の負債	14,624
未収収益	12,474	2 共済事業負債	48,103
その他の資産	4,126	(1) 共済資金	11,014
(5) 貸倒引当金	△46,902	(2) 未経過共済付加収入	37,041
2 共済事業資産	2,757	(3) 共済未払費用	47
3 経済事業資産	341,251	3 経済事業負債	89,682
(1) 経済事業未収金	247,078	(1) 経済事業未払金	70,610
(2) 経済受託債権	178	(2) 経済受託債務	6,556
(3) 棚卸資産	93,159	(3) その他の経済事業負債	12,515
購買品	92,603	4 雑負債	74,893
その他の棚卸資産	556	(1) 未払法人税等	536
(4) その他の経済事業資産	12,465	(2) 資産除去債務	11,694
(5) 貸倒引当金	△11,630	(3) その他の負債	62,663
4 雑資産	145,765	5 諸引当金	175,979
5 固定資産	888,416	(1) 賞与引当金	27,096
(1) 有形固定資産	887,978	(2) 退職給付引当金	80,798
建物	1,143,365	(3) 役員退職慰労引当金	11,977
機械装置	483,423	(4) 特例業務負担金引当金	56,107
土地	322,570		
建設仮勘定	12,900	負債の部合計	19,583,748
その他の有形固定資産	330,141	(純資産の部)	
減価償却累計額	△1,404,422	1 組合員資本	4,236,903
(2) 無形固定資産	438	(1) 出資金	935,740
6 外部出資	1,581,334	(2) 利益剰余金	3,301,931
外部出資	1,581,334	利益準備金	1,623,000
系統出資	1,533,810	その他利益剰余金	1,678,931
系統外出資	17,524	教育積立金	118,000
子会社等出資	30,000	健康・福祉積立金	200,000
7 繰延税金資産	51,092	情報施設積立金	16,409
		税効果調整積立金	45,933
		事業基盤強化積立金	449,125
		施設設備・修繕積立金	214,213
		農業経営特別支援積立金	396,202
		当期末処分剰余金	239,046
		(うち当期剰余金)	(50,524)
		(3) 処分未済持分	△768
		処分未済持分 (▲)	768
		純資産の部合計	4,236,903
資産の部合計	23,820,652	負債及び純資産の部合計	23,820,652

損 益 計 算 書

第 7 2 期事業年度 平成 3 1 年 3 月 1 日から令和 2 年 2 月 2 9 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	額
1 事業総利益		622, 608
事業収益		2, 189, 121
事業費用		1, 566, 513
(1) 信用事業収益		167, 866
資金運用収益	158, 503	
(うち預金利息)	(92, 853)	
(うち貸出金利息)	(35, 907)	
(うちその他受入利息)	(29, 742)	
役務取引等収益	4, 008	
その他経常収益	5, 353	
(2) 信用事業費用		31, 317
資金調達費用	8, 789	
(うち貯金利息)	(7, 548)	
(うち給付補填備金繰入)	(58)	
(うち借入金利息)	(1, 182)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2, 013	
その他経常費用	20, 513	
(うち貸倒引当金繰入額)	(7, 760)	
信用事業総利益		136, 549
(3) 共済事業収益		81, 319
共済付加収入	74, 490	
共済貸付金利息	1	
その他の収益	6, 827	
(4) 共済事業費用		1, 937
共済借入金利息	1	
共済推進費	879	
その他の費用	1, 056	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	
共済事業総利益		79, 381
(5) 購買事業収益		1, 456, 832
購買品供給高	1, 376, 517	
修理サービス料	76, 644	
その他の収益	3, 670	
(6) 購買事業費用		1, 275, 691
購買品供給原価	1, 212, 277	
購買品供給費	25, 222	
修理サービス費	36, 415	
その他の費用	1, 776	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1, 668)	
購買事業総利益		181, 140
(7) 販売事業収益		284, 277
販売品販売高	138, 896	
販売手数料	122, 074	
その他の収益	23, 306	
(8) 販売事業費用		135, 909
販売品販売原価	125, 470	

販売費	1,481		
その他の費用	8,957		
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6)		
販売事業総利益			148,368
(9) 加工事業収益		2,456	
(10) 加工事業費用		381	
加工事業総利益			2,075
(11) 利用事業収益		157,512	
(12) 利用事業費用		84,541	
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)	
利用事業総利益			72,970
(13) 介護事業収益		68,076	
(14) 介護事業費用		56,800	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△5)	
介護事業総利益			11,275
(15) 指導事業収入		914	
(16) 指導事業支出		10,182	
指導事業収支差額			△9,268
(17) その他事業収益		114	
その他事業総利益			114
2 事業管理費			588,567
(1) 人件費		406,479	
(2) 業務費		51,763	
(3) 諸税負担金		21,171	
(4) 施設費		107,302	
(5) その他事業管理費		1,851	
事業利益			34,040
3 事業外収益			48,781
(1) 受取雑利息		2,112	
(2) 受取出資配当金		12,485	
(3) 賃貸料		6,592	
(4) 償却債権取立益		11,754	
(5) 雑収入		15,836	
4 事業外費用			6,862
雑損失		6,862	
経常利益			75,959
5 特別損失			3,797
農業災害特別支援金		3,797	
税引前当期利益			72,162
法人税、住民税及び事業税		13,925	
法人税等調整額		13,132	
法人税等合計			27,057
当期剰余金			45,104
当期首繰越剰余金			109,256
情報施設積立金取崩額			2,627
税効果調整積立金取崩額			13,132
事業基盤強化積立金取崩額			21,927
施設設備・修繕積立金取崩額			36,403
農業経営特別支援積立金取崩額			3,797
当期末処分剰余金			232,249

損 益 計 算 書

第 7 3 期事業年度 令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 2 8 日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
1 事業総利益		610,245
事業収益		1,968,149
事業費用		1,357,904
(1) 信用事業収益		157,670
資金運用収益	151,061	
(うち預金利息)	(91,762)	
(うち貸出金利息)	(29,446)	
(うちその他受入利息)	(29,852)	
役務取引等収益	3,900	
その他経常収益	2,708	
(2) 信用事業費用		14,044
資金調達費用	8,368	
(うち貯金利息)	(7,596)	
(うち給付補填備金繰入)	(39)	
(うち借入金利息)	(732)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	1,941	
その他経常費用	3,733	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6,976)	
信用事業総利益		143,626
(3) 共済事業収益		78,905
共済付加収入	74,686	
その他の収益	4,218	
(4) 共済事業費用		1,926
共済推進費	922	
その他の費用	1,003	
共済事業総利益		76,978
(5) 購買事業収益		1,287,385
購買品供給高	1,219,641	
修理サービス料	64,577	
その他の収益	3,166	
(6) 購買事業費用		1,103,604
購買品供給原価	1,058,243	
購買品供給費	26,222	
修理サービス費	22,295	
その他の費用	△3,156	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,156)	
購買事業総利益		183,780
(7) 販売事業収益		261,957
販売品販売高	130,461	
販売手数料	103,481	
その他の収益	28,015	
(8) 販売事業費用		128,809
販売品販売原価	123,258	
販売費	1,015	
その他の費用	4,535	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△10)	
販売事業総利益		133,148

(9) 加工事業収益		2,463	
(10) 加工事業費用		629	
加工事業総利益			1,833
(11) 利用事業収益		144,649	
(12) 利用事業費用		81,088	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△0)	
利用事業総利益			63,560
(13) 介護事業収益		64,022	
(14) 介護事業費用		50,168	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△1)	
介護事業総利益			13,853
(15) その他事業収益		123	
その他事業総利益			123
(16) 指導事業収入		717	
(17) 指導事業支出		7,376	
指導事業収支差額			△6,659
2 事業管理費			560,165
(1) 人件費		385,138	
(2) 業務費		50,367	
(3) 諸税負担金		20,675	
(4) 施設費		102,418	
(5) その他事業管理費		1,564	
事業利益			50,080
3 事業外収益			33,676
(1) 受取雑利息		1,660	
(2) 受取出資配当金		11,442	
(3) 賃貸料		6,493	
(4) 償却債権取立益		1,099	
(5) 雑収入		12,981	
4 事業外費用			6,497
雑損失		6,497	
経常利益			77,259
5 特別損失			28,836
(1) 固定資産処分損		436	
(2) 建物解体費用		28,400	
税引前当期利益			48,422
法人税、住民税及び事業税		3,055	
法人税等調整額		△5,158	
法人税等合計			△2,102
当期剰余金			50,524
当期首繰越剰余金			144,235
情報施設積立金取崩額			2,467
事業基盤強化積立金取崩額			9,882
施設設備・修繕積立金取崩額			31,936
当期末処分剰余金			239,046

注 記 表 令和元年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券（時価のないもの）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,584千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 表示方法の変更に關する注記

1 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除却した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

III 貸借対照表に關する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は316,069千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	205,380千円	その他の有形固定資産	6,155千円
----	-----------	------	-----------	------------	---------

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	該当ありません
子会社等に対する金銭債務の総額	43,984千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	9,380千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は96,740千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,740千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された長野県信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金800,000千円が含まれています。

IV 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	27,549千円
うち事業取引高	26,929千円
うち事業取引以外の取引高	620千円
子会社等との取引による費用総額	1,111千円
うち事業取引高	1,111千円
うち事業取引以外の取引高	— 千円

2 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組保管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,889千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（3）に記載します。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	18,477,731	18,478,484	752
貸出金	2,980,056		
貸倒引当金(※1)	△53,878		
貸倒引当金控除後	2,926,177	3,048,731	122,554
経済事業未収金	292,267		
貸倒引当金(※2)	△14,799		
貸倒引当金控除後	277,468	277,468	-
資産計	21,681,376	21,804,683	123,306
貯金	19,051,253	19,056,783	5,529
負債計	19,051,253	19,056,783	5,529

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資 (※) 774,454

(※) 外部出資は全て市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	18,477,731	-	-	-	-	-
貸出金 (※1, 2)	259,952	191,176	211,229	173,867	142,176	1,937,362
経済事業未収金 (※3)	278,707					
合計	19,016,392					

(※1) 貸出金のうち当座貸越42,234千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金800,000千円については「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等64,291千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等13,559千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (※)	16,202,756	1,562,436	854,658	258,368	123,063	49,970
借入金	14,993	11,789	6,918	2,486	-	-

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	84,700千円
退職給付費用	24,606千円
退職給付の支払額	△24,783千円
特定退職金共済制度への拠出金	△12,997千円
期末における退職給付引当金	71,526千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	271,829千円
特定退職金共済制度	△200,303千円
退職給付引当金	71,526千円

- ④ 退職給付に関連する損益
 簡便法で計算した退職給付費用 24,606千円

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,607千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示され令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、65,567千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	16,053千円
貸倒損失否認額	5,126千円
未収貸出金利息	2,749千円
役員退職慰労引当金	9,121千円
退職給付引当金	19,784千円
賞与引当金	6,504千円
未払費用否認額	1,067千円
特例業務負担金引当金	17,770千円
減損損失否認	13,871千円
未払事業税	836千円
その他	2,507千円
繰延税金資産小計	95,392千円
評価性引当金	△47,424千円
繰延税金資産合計（A）	47,968千円
繰延税金負債（B）	
未収預金利息	2,034千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	45,933千円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等	2.12%
事業分量配当金	△7.67%
受取配当金	△2.36%
住民税均等割等	0.74%
評価性引当額の増減	17.46%
その他	△0.47%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.50%

（追加情報）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しています。

注 記 表 令和2年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券（時価のないもの）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

③ 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,485千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

7 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は316,069千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	205,380千円	その他の有形固定資産	6,155千円
----	-----------	------	-----------	------------	---------

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	5,679千円
子会社等に対する金銭債務の総額	39,247千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	40,569千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。延滞債権額は102,409千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は102,409千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	39,300千円
うち事業取引高	38,580千円
うち事業取引以外の取引高	720千円
子会社等との取引による費用総額	943千円
うち事業取引高	943千円
うち事業取引以外の取引高	— 千円

Ⅳ 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%下落したものと想定した場合には、経済価値が11,462千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載します。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	18,316,265	18,316,469	203
貸出金	2,455,151		
貸倒引当金(※1)	△46,902		
貸倒引当金控除後	2,408,248	2,486,960	78,711
経済事業未収金	247,078		
貸倒引当金(※2)	△11,630		
貸倒引当金控除後	235,447	235,447	-
資産計	20,959,962	21,038,877	78,914
貯金	19,152,650	19,156,049	3,398
負債計	19,152,650	19,156,049	3,398

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

(ア) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資 (※) 1, 5 8 1, 3 3 4

(※) 外部出資は全て市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	18,316,265	-	-	-	-	-
貸出金 (※1, 2)	279,435	260,476	225,564	188,630	204,252	1,232,516
経済事業未収金 (※3)	206,493					
合計	18,802,195					

(※1) 貸出金のうち当座貸越48,189千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等64,274千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等40,585千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	16,534,301	1,496,395	845,527	119,250	117,503	39,672
借入金	11,789	6,918	2,486	-	-	-

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 有価証券に関する注記

（１）当事業年度において、499千円減損処理を行っています。

合理的に算定された価額のある外部出資のうち、当該外部出資の実質価額が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価額をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

VI 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	71,526千円
退職給付費用	24,027千円
退職給付の支払額	-
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△14,755千円</u>
期末における退職給付引当金	80,798千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	296,940千円
特定退職金共済制度	<u>△216,142千円</u>
退職給付引当金	80,798千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	24,027千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,138千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、57,477千円となっています。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	13,800千円
貸倒損失否認額	4,822千円
未収貸出金利息	2,999千円
役員退職慰労引当金	3,313千円
退職給付引当金	22,348千円
賞与引当金	7,494千円
未払費用否認額	1,231千円
特例業務負担金引当金	15,519千円
減損損失否認	2,549千円
税務上の繰越欠損金	10,325千円
その他	6,513千円
繰延税金資産小計	90,917千円
評価性引当金	△37,916千円
繰延税金資産合計 (A)	53,001千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	1,909千円
--------	---------

繰延税金資産の純額 (A) - (B) 51,092千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 27.66%

(調整)

交際費等	3.96%
事業分量配当金	△14.28%
受取配当金	△3.26%
住民税均等割等	1.11%
評価性引当額の増減	△19.64%
その他	0.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.34%

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しています。

VIII その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

なお、当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、従来の見積額を大幅に超過する見込みが明らかになったことから、見積りの変更による増加額として変更前の資産除去債務残高に9,629千円加算しています。この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の事業管理費が9,629千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が同額減少しています。

(2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2, 0 6 5 千円
見積りの変更に伴う増加額	9, 6 2 9 千円
期末残高	1 1, 6 9 4 千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有しておりますが、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和元年度 金 額	令和2年度 金 額
1 当期末処分剰余金	232,249	239,046
2 剰余金処分額	88,014	104,104
（１）利益準備金	9,100	10,105
（２）任意積立金	45,000	55,158
情報施設積立金	5,000	—
税効果調整積立金	—	5,158
施設設備・修繕積立金	25,000	50,000
事業基盤強化積立金	15,000	—
（３）出資配当金（年率）	13,914 (1.5%)	13,841 (1.5%)
（４）事業の利用分量に対する配当金	20,000	25,000
3 次期繰越剰余金	144,235	134,942

令和元年度

令和2年度

(注) 1. 出資配当は年1.5%の割合です。

(注) 1. 出資配当は年1.5%の割合です。ただし、
年度内の増資および新規加入については
日割り計算です。

2. 利用分量配当金の基準は次のとおりです。

2. 利用分量配当金の基準は次のとおりです。

令和元年度

(単位:円)

令和2年度

(単位:円)

対象項目	配当内容	配当額	配当内容	配当額
販 売 品	野菜果樹販売額1万円に対し 約16円	5,000,000	野菜果樹販売額1万円に対し 約23円	6,250,000
肥 料	利用高1万円に対し 約109円	1,600,000	利用高1万円に対し 約144円	2,000,000
農 薬	利用高1万円に対し 約106円	1,580,000	利用高1万円に対し 約130円	1,975,000
出荷包装資材	利用高1万円に対し 約7円	200,000	利用高1万円に対し 約9円	250,000
園芸資材	利用高1万円に対し 約40円	700,000	利用高1万円に対し 約46円	875,000
農業機械	利用高1万円に対し 約23円	300,000	利用高1万円に対し 約38円	375,000
車 検	1台に対し 約795円	400,000	1台に対し 約986円	500,000
自 動 車	利用高1万円に対し 約49円	300,000	利用高1万円に対し 約68円	375,000
燃 料	利用高1万円に対し 約54円	800,000	利用高1万円に対し 約80円	1,000,000
L P ガス	利用高1万円に対し 約162円	640,000	利用高1万円に対し 約208円	800,000
生活用品	利用高1万円に対し 約9円	80,000	利用高1万円に対し 約14円	100,000
貯金（定期）	平均残高1万円に対し 約5円	3,600,000	平均残高1万円に対し 約6円	4,500,000
貯金（積金）	平均残高1万円に対し 約14円	400,000	平均残高1万円に対し 約18円	500,000
貸 出 金	貸出利息1万円に対し 約208円	400,000	貸出利息1万円に対し 約253円	500,000
共 済	長期保有高100万円に対し約117円	4,000,000	長期保有高100万円に対し約148円	5,000,000
合 計		20,000,000		25,000,000

令和元年度

3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次の通りです。

種 類	積 立 目 的	目 標 額	積 立 基 準	取 崩 基 準
教 育 積 立 金	J Aの組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため「教育積立金規程」に基づき積み立てる	2 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
健 康 ・ 福 祉 積 立 金	J Aが進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため「健康・福祉積立金規程」に基づき積み立てる。	2 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
情 報 施 設 積 立 金	組合員に対する新しいサービス提供並びに新信用事業システム移行への整備に資するため「J A情報施設積立金規程」に基づき積み立てる。	3 0 百 万 円		目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
税 効 果 調 整 積 立 金	税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため、「税効果調整積立金規程」に基づき積み立てる。	期 末 の 繰 延 税 金 資 産 の 額	当期に発生した法人税調整額の残高全額を積み立てる。	回収可能性の見直し及び税率の引下げによって繰延税金資産が減少した場合、理事会の議決を経て取り崩す。
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	定款第64条第2項に定める組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計制度・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出、これらに準ずる支出に充てるため、「事業基盤強化積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的に対する支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
施 設 設 備 ・ 修 繕 積 立 金	組合の施設設備・修繕に必要な資金を「施設設備・修繕積立金規程」に基づき積み立てる。	3 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的に処する事由が発生したとき、理事会の議決を経て取り崩す。
農 業 経 営 特 別 支 援 積 立 金	J Aへ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受け、農業経営に多大な影響を与えた時に、農業生産に必要な対策を講ずるため「農業経営特別支援積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円		J Aへ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受けたとき、理事会の議決を経て取り崩す。

4. 時期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越2, 500, 000円が含まれています。

令和2年度

3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次の通りです。

種 類	積 立 目 的	目 標 額	積 立 基 準	取 崩 基 準
教 育 積 立 金	J Aの組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため「教育積立金規程」に基づき積み立てる	2 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
健 康 ・ 福 祉 積 立 金	J Aが進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため「健康・福祉積立金規程」に基づき積み立てる。	2 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
情 報 施 設 積 立 金	組合員に対する新しいサービス提供並びに新信用事業システム移行への整備に資するため「J A情報施設積立金規程」に基づき積み立てる。	3 0 百 万 円		目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
税 効 果 調 整 積 立 金	税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため、「税効果調整積立金規程」に基づき積み立てる。	期 末 の 繰 延 税 金 資 産 の 額	当期に発生した法人税調整額の残高全額を積み立てる。	回収可能性の見直し及び税率の引下げによって繰延税金資産が減少した場合、理事会の議決を経て取り崩す。
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	定款第64条第2項に定める組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計制度・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出、これらに準ずる支出に充てるため、「事業基盤強化積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的に対する支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
施 設 設 備 ・ 修 繕 積 立 金	組合の施設設備・修繕に必要な資金を「施設設備・修繕積立金規程」に基づき積み立てる。	3 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的に処する事由が発生したとき、理事会の議決を経て取り崩す。
農 業 経 営 特 別 支 援 積 立 金	J Aへ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受け、農業経営に多大な影響を与えた時に、農業生産に必要な対策を講ずるため「農業経営特別支援積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円		J Aへ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受けたとき、理事会の議決を経て取り崩す。

4. 時期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越2, 600, 000円が含まれています。

部門別損益計算書

第72期事業年度（平成31年3月1日から令和2年2月29日まで）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,219,369	167,866	81,319	1,390,622	578,647	914	
事業費用 ②	1,596,761	31,317	1,937	1,089,728	464,610	9,167	
事業総利益 （①－②） ③	622,608	136,549	79,381	300,893	114,036	△8,253	
事業管理費 ④	588,567	77,967	63,051	231,527	182,417	33,602	
（うち減価償却費 ⑤）	(60,813)	(4,601)	(2,094)	(38,616)	(14,118)	(1,381)	
（うち人件費 ⑤'）	(406,479)	(52,701)	(52,573)	(144,303)	(131,972)	(24,928)	
※うち共通管理費 ⑥		28,060	15,957	82,749	60,429	6,669	△193,865
（うち減価償却費 ⑦）		(3,369)	(1,916)	(9,936)	(7,256)	(800)	(△23,278)
（うち人件費 ⑦'）		(16,098)	(9,154)	(47,473)	(34,668)	(3,826)	(△111,220)
事業利益 （③－④） ⑧	34,040	58,581	16,329	69,365	△68,381	△41,855	
事業外収益 ⑨	48,781	23,187	1,976	14,162	8,628	826	
※うち共通分 ⑩		3,476	1,976	10,250	7,485	826	△24,015
事業外費用 ⑪	6,862	993	564	2,929	2,139	236	
※うち共通分 ⑫		993	564	2,929	2,139	236	△6,862
経常利益 （⑧＋⑨－⑪） ⑬	75,959	80,775	17,741	80,598	△61,891	△41,265	
特別利益 ⑭	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	3,797	549	312	1,620	1,183	130	
※うち共通分 ⑰		549	312	1,620	1,183	130	△3,797
税引前当期利益 （⑬＋⑭－⑯） ⑱	72,162	80,226	17,428	78,978	△63,074	△41,395	
営農指導事業分配賦額 ⑲		4,539	2,638	30,392	3,824	△41,395	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 （⑱－⑲） ⑳	72,162	75,686	14,789	48,585	△66,899		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注 記）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- 共通管理費等 （人頭割＋事業管理費割（人件費除く）＋事業総利益割）÷3
- 営農指導事業 （農業関連事業＋事業総利益割）÷2

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	14.5	8.2	42.7	31.2	3.4	100.0
営農指導事業	11.0	6.4	73.4	9.2		100.0

部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益30,248千円、事業費用30,248千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

部門別損益計算書

第73期事業年度（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,997,894	157,670	78,905	1,272,818	487,781	717	
事業費用 ②	1,387,648	14,044	1,926	991,047	373,679	6,950	
事業総利益 (①－②) ③	610,245	143,626	76,978	281,771	114,102	△6,233	
事業管理費 ④	560,165	74,732	62,059	234,052	160,639	28,681	
（うち減価償却費 ⑤）	(65,841)	(5,118)	(2,419)	(40,951)	(15,752)	(1,599)	
（うち人件費 ⑤'）	(385,138)	(48,842)	(51,163)	(146,073)	(116,562)	(22,496)	
※うち共通管理費 ⑥		32,012	17,668	95,619	61,758	7,156	△214,216
（うち減価償却費 ⑦）		(4,001)	(2,208)	(11,953)	(7,720)	(894)	(△26,778)
（うち人件費 ⑦'）		(19,130)	(10,558)	(57,142)	(36,906)	(4,277)	(△128,015)
事業利益 (③－④) ⑧	50,080	68,894	14,918	47,718	△46,536	△34,914	
事業外収益 ⑨	33,676	10,935	1,663	14,327	6,075	673	
※うち共通分 ⑩		3,014	1,663	9,003	5,815	673	△20,171
事業外費用 ⑪	6,497	971	535	2,900	1,873	217	
※うち共通分 ⑫		971	535	2,900	1,873	217	△6,497
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	77,259	78,859	16,046	59,145	△42,334	△34,458	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	28,836	4,309	2,378	12,871	8,313	963	
※うち共通分 ⑰		4,309	2,378	12,871	8,313	963	△28,836
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	48,422	74,549	13,668	46,273	△50,648	△35,421	
営農指導事業分配賦額 ⑲		4,124	2,210	25,801	3,285	△35,421	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	48,422	70,425	11,457	20,472	△53,933		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注 記）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 （人頭割＋事業管理費割（人件費除く）＋事業総利益割）÷ 3
- (2) 営農指導事業 （農業関連事業＋事業総利益割）÷ 2

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	14.94	8.25	44.64	28.83	3.34	100.0
営農指導事業	11.64	6.24	72.84	9.28		100.0

部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益29,744千円、事業費用29,744千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

経費の内訳

(単位：百万円)

	元年度	2 年度	増減
人 件 費	406	385	△21
うち給料手当	281	277	△4
うち福利厚生費	66	57	△9
うち退職給付費用	24	24	0
うちその他人件費	33	26	7
物 件 費	182	175	△7
うち業務費	51	50	△1
うち諸税負担金	21	20	△1
うち施設費	107	102	△5
うちその他事業管理費	1	1	0

会計監査人の監査

元年度及び2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年2月末における自己資本比率は、40.27%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	洗馬農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	935百万円（前年度927百万円）

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	元年度	2 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4, 179, 046	4, 198, 062
うち、出資金及び資本準備金の額	927, 639	935, 740
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3, 285, 321	3, 301, 931
うち、外部流出予定額 (△)	33, 914	38, 841
うち、上記以外に該当するものの額	—	△768
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15, 373	6, 684
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15, 373	6, 684
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4, 194, 419	4, 204, 747
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	363	317
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	363	317
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目	元年度	2 年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	363	317
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	4, 194, 056	4, 204, 430
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	8, 200, 032	9, 314, 010
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1, 200, 505	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1, 200, 505	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1, 140, 299	1, 125, 681
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	9, 340, 331	10, 439, 692
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	44. 90	40. 27

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		元年度			2 年度		
信用リスク・アセット		エクスポ ジャーの期 末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポ ジャーの期 末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	63,834	—	—	68,919	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	828,196	—	—	1,022,325	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向 け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業 者向け	18,486,184	3,697,236	147,889	18,323,594	3,664,718	146,588
	法人等向け	58,595	35,031	1,401	85,100	62,671	2,506
	中小企業等向け及び個人向け	11,289	5,138	205	20,945	8,944	357
	抵当権付住宅ローン	203,328	70,921	2,836	192,825	67,185	2,687
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	152,209	110,634	4,425	106,923	74,294	2,971
	取立未済手形	3,024	604	24	3,940	788	31
	信用保証協会等保証付	792,431	77,267	3,090	861,527	84,357	3,374
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	158,264	158,264	6,330	157,764	157,764	6,310
	（うち出資等のエクスポ ジャー）	158,264	158,264	6,330	157,764	157,764	6,310
	（うち重要な出資のエクスポ ジャー）	—	—	—	—	—	—

上記以外	3, 105, 368	5, 245, 438	209, 817	3, 035, 000	5, 193, 285	207, 731
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	1, 416, 527	3, 541, 318	141, 652	1, 423, 570	3, 558, 925	142, 357
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	46, 072	115, 181	4, 607	51, 213	128, 033	5, 121
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	1, 642, 769	1, 588, 938	63, 557	1, 560, 217	1, 506, 326	60, 253
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちS T C要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非S T C適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—

	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	1, 200, 505	48, 020	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	23, 862, 727	8, 200, 032	328, 001	23, 878, 868	9, 314, 010	372, 560
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	23, 862, 727	8, 200, 032	328, 001	23, 878, 868	9, 314, 010	372, 560
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a			b = a × 4%	a		b = a × 4%
	1, 140, 299			45, 611	1, 125, 681		45, 027
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計			所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
	a			b = a × 4%	a		b = a × 4%
	9, 340, 331			373, 613	10, 439, 692		417, 587

（注） 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー (長期)	R & I , Moody ' s , JCR , S&P , Fitch	
法人等向け エクスポージャー (短期)	R & I , Moody ' s , JCR , S&P , Fitch	

**信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高**

（単位：千円）

		元年度			2年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	23,862,727	2,985,343	152,209	23,878,868	2,460,297	106,923
	国外	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	23,862,727	2,985,343	152,209	23,878,868	2,460,297	106,923
業種別	農業	44,328	14,328	—	49,750	19,750	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	6,652	6,058	—	5,998	5,404	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,629	1,550	79	950	950	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	29,520	22,000	—	29,520	22,000	—
	金融・保険業	19,915,146	800,337	—	19,760,515	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	175,933	65,192	—	159,049	48,808	—
	日本国政府・地方公共団体	791,990	784,533	—	1,001,123	992,729	—
	上記以外	—	—	—	30,089	30,089	—
	個人	1,318,775	1,291,342	152,130	1,360,022	1,340,563	106,923
	その他	1,578,751	—	—	1,481,849	—	—
業種別残高計		23,862,727	2,985,343	152,209	23,878,868	2,460,297	106,923
残存期間別	1年以下	18,536,574	50,389		18,399,498	75,904	
	1年超3年以下	111,986	111,986		171,078	171,078	
	3年超5年以下	189,842	189,842		184,954	184,954	
	5年超7年以下	574,288	574,288		71,348	71,348	
	7年超10年以下	500,742	500,742		452,882	452,882	
	10年超	1,450,717	1,450,717		1,397,239	1,397,239	
	期限の定めのないもの	2,498,575	107,375		3,201,866	106,889	
残存期間別残高計		23,862,727	2,985,343		23,878,868	2,460,297	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	元年度					2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	13,803	15,373	—	13,803	15,373	15,373	6,684	—	15,373	6,684
個別貸倒引当金	48,793	53,304	—	48,793	53,304	53,304	51,848	—	53,304	51,848

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		元年度						2年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		48,793	53,304	—	48,793	53,304	—	53,304	51,848	—	53,304	51,848	—
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計		48,793	53,304	—	48,793	53,304	—	53,304	51,848	—	53,304	51,848	—
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	79	—	—	79	—	79	—	—	79	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		48,793	53,225	—	48,793	53,225	—	53,225	51,848	—	53,225	51,848	—
業種別計		48,793	53,304	—	48,793	53,304	—	53,304	51,848	—	53,304	51,848	—

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		元年度			2年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効果 勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	—	995,305	995,305	—	1,186,559	1,186,559
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	772,678	772,678	—	843,572	843,572
	リスク・ウェイト20%	—	18,489,209	18,489,209	—	18,327,535	18,327,535
	リスク・ウェイト35%	—	202,631	202,631	—	191,959	191,959
	リスク・ウェイト50%	—	62,147	62,147	—	34,538	34,538
	リスク・ウェイト75%	—	7,345	7,345	—	12,417	12,417
	リスク・ウェイト100%	—	2,626,061	2,626,061	—	1,776,006	1,776,006
	リスク・ウェイト150%	—	45,085	45,085	—	31,496	31,496
	リスク・ウェイト200%						
	リスク・ウェイト250%	—	662,262	662,262	—	1,474,783	1,474,783
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
計		—	23,862,727	23,862,727	—	23,878,868	23,878,868

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	元年度			2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	1,550	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	229	—	—	3,465	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	40,743	—	—	29,861	—	—
合計	42,522	—	—	33,326	—	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	元年度		2 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	774,454	774,454	1,581,334	1,581,334
合 計	774,454	774,454	1,581,334	1,581,334

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatches が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎にIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 (Δ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.239年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	56	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	
3	スティープ化	37	75		
4	フラット化	0	16		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	37	75	0	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,204		4,194	

科目別貯金残高

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	増減
流動性貯金	7,510,323 【 39.4】	8,081,555 【 42.2】	571,231
当座貯金	5 (0.0)	7 (0.0)	2
普通貯金	7,435,237 (99.0)	7,999,370 (99.0)	564,133
貯蓄貯金	75,081 (1.0)	82,177 (1.0)	7,095
通知貯金	— (—)	— (—)	—
定期性貯金	11,540,912 【 60.6】	11,071,092 【 57.8】	△469,820
定期貯金	11,242,516 (97.4)	10,824,128 (97.8)	△418,388
うち固定金利定期	11,231,694 (99.9)	10,813,832 (99.9)	△417,862
うち変動金利定期	10,822 (0.1)	10,295 (0.1)	△526
定期積金	298,395 (2.5)	246,964 (2.2)	△51,431
その他の貯金	16 【 0.0】	2 【 0.0】	△14
計	19,051,253 (100.0)	19,152,650 (100.0)	101,397
譲渡性貯金	— 【 — 】	— 【 — 】	—
合計	19,051,253 【100.0】	19,152,650 【100.0】	101,397

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 4. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 5. () 内は構成比です。

科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	増減
流動性貯金	7,463,819 (40.0)	7,816,895 (40.7)	353,076
定期性貯金	11,180,425 (60.0)	11,382,841 (59.3)	202,416
その他の貯金	145 (0.0)	307 (0.0)	161
計	18,644,390 【100.0】	19,200,044 【100.0】	555,653
譲渡性貯金	0 【 0.0】	0 【 0.0】	—
合 計	18,644,390 【100.0】	19,200,044 【100.0】	555,653

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

科目別貸出金残高

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	増減
手形貸付金	9,280	27,710	18,430
証書貸付金	2,128,542	2,379,252	250,710
当座貸越	42,234	48,189	5,955
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	800,000	0	△800,000
合 計	2,980,056	2,455,151	△524,904

科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	増減
手形貸付金	13,975	21,031	7,056
証書貸付金	2,183,597	2,163,122	△20,475
当座貸越	38,567	47,700	9,132
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	800,000	269,589	△530,410
合 計	3,036,140	2,501,443	△534,696

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	増減
固定金利貸出	2,474,282 (83.0)	2,005,301 (81.7)	△468,981
変動金利貸出	505,773 (17.0)	449,850 (18.3)	△55,922
合 計	2,980,056 (100.0)	2,455,151 (100.0)	△524,904

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	増減
農 業	254,874 (8.6)	277,341 (11.3)	22,466
林 業	— (-)	— (-)	—
水 産 業	— (-)	— (-)	—
製 造 業	235,840 (7.9)	235,274 (9.6)	△566
鉱 業	— (-)	— (-)	—
建 設 業	106,538 (3.6)	98,597 (4.0)	△7,940
不 動 産 業	— (-)	— (-)	—
電気・ガス・熱供給水道業	13,417 (0.5)	14,474 (0.6)	1,056
運輸・通信業	63,013 (2.1)	53,776 (2.2)	△9,236
卸売・小売業・飲食店	75,636 (2.5)	70,467 (2.9)	△5,169
サービス業	179,116 (6.0)	176,034 (7.2)	△3,082
金融・保険業	804,473 (27.0)	4,170 (0.2)	△800,302
地方公共団体	817,093 (27.4)	1,010,355 (41.1)	193,262
そ の 他	430,050 (14.4)	514,659 (20.9)	84,608
合 計	2,980,056 (100.0)	2,455,151 (100.0)	△524,904

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増減
農業			
穀作	—	—	—
野菜・園芸	95,357	89,461	△5,895
果樹・樹園農業	8,466	7,620	△846
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	123,927	129,486	5,559
農業関連団体等	—	5,292	5,292
合 計	227,750	231,860	4,110

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

<貸出金>

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増減
プロパー資金	111,755	135,288	23,533
農業制度資金	115,994	96,571	△19,423
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合 計	227,750	231,860	4,110

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

(単位：千円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増減
日本政策金融公庫資金	36,187	21,194	△14,993
その他	—	—	—
合 計	36,187	21,194	△14,993

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貯貸率・貯証率

(単位：％)

	令和元年度	令和2年度	増減
貯 貸 率			
期 末	15.6	12.8	△2.8
期中平均	16.2	13.0	△3.2
貯 証 率			
期 末	0.0	0.0	0.0
期中平均	0.0	0.0	0.0

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、％)

	令和元年度	令和2年度	増減
設備資金	1,159,324 (38.9)	1,174,531 (47.8)	15,206
運転資金	1,820,731 (61.1)	1,280,620 (52.2)	△540,110
合 計	2,980,056 (100.0)	2,455,151 (100.0)	△524,904

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	増減
貯 金 等	80,923	69,772	△11,151
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	246,115	229,839	△16,276
その他担保物	69,941	68,105	△1,836
計	396,981	367,716	△29,264
農業信用基金協会保証	791,772	860,753	68,980
そ の 他 保 証	40,378	50,462	10,083
計	832,150	911,215	79,064
信 用	1,750,924	1,176,219	△574,704
合 計	2,980,056	2,455,151	△524,904

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

リスク管理債権残高

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	96,740	102,409	5,668
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	96,470	102,409	5,668

(注) 1 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

3 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）です。

4 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）です。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	元年度	49,614	17,580	—	32,033	49,614
	2年度	49,039	15,125	7,391	26,523	49,039
危険債権	元年度	47,126	32,194	4,590	9,048	45,832
	2年度	53,369	35,507	1,200	14,397	51,105
要管理債権	元年度	—	—	—	—	—
	2年度	—	—	—	—	—
小 計	元年度	96,740	49,774	4,590	41,082	95,446
	2年度	102,409	50,633	8,591	40,921	100,145
正 常 債 権	元年度	2,888,602				
	2年度	2,357,887				
合 計	元年度	2,985,343				
	2年度	2,460,297				

- (注) 1 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権（以下、破産更生債権等という）です。
- 2 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- 3 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出債権です。
- 4 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
- 5 「担保」は、自己査定における優良担保（貯金等、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等）・一般担保（優良担保以外で客観的な処分可能性のあるもの）の処分可能見込額を記載しています。
- 6 「保証」は、自己査定における優良保証（公的信用保証機関等）の額を記載しています。
- 7 「引当」は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に対する個別貸倒引当金額、要管理債権額に対する一般貸倒引当金額を記載しています。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P. 84をご参照ください。

貸出金償却の額

P. 84をご参照ください。

有価証券等

種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

- ・ 売買目的有価証券……………該当ありません。
- ・ 満期保有目的の債券で時価のあるもの……………該当ありません。
- ・ その他有価証券で時価のあるもの……………該当ありません。

2. 金銭の信託

該当する取引はありません。

3. デリバティブ取引

該当する取引はありません。

4. 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

5. 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

該当する取引はありません。

上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額およびその時価

該当する取引はありません。

為替業務等

内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

	令和元年度		令和2年度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替 (件数)	(1,981)	(16,488)	(1,940)	(17,514)
金額	<u>4,627,220</u>	<u>2,911,193</u>	<u>4,911,536</u>	<u>3,526,921</u>
代金取立為替 (件数)	(—)	(—)	(—)	(1)
金額	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>81</u>
雑 為 替 (件数)	(65)	(105)	(45)	(112)
金額	<u>5,122</u>	<u>3,034,296</u>	<u>7,636</u>	<u>2,507,849</u>
合 計 (件数)	(2,063)	(16,616)	(2,013)	(17,662)
金額	<u>4,632,343</u>	<u>5,945,489</u>	<u>4,919,172</u>	<u>6,034,852</u>

外国為替取扱実績

当ＪＡでは、外国為替取扱業務を行っていません。

外貨建資産残高

当ＪＡでは、外貨建資産残高がありません。

平残・利回り等

利益総括表

(単位：千円、%)

	令和元年度	令和2年度	増 減
資金運用収支	149,714	142,693	△7,021
役務取引等収支	1,994	1,958	△35
その他信用事業収支	△15,159	△1,025	14,134
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	136,549 (0.64)	143,626 (0.68)	△7,077 (0.04)
事業粗利益 (事業粗利益率)	622,608 (2.66)	589,694 (2.48)	△32,913 (△0.18)
事業純益		29,529	
実質事業純益		29,529	
コア事業純益		29,529	
コア事業純益 (投資信託解約損益 を除く)		29,529	

資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	21,043,012	158,503	0.75	21,061,345	151,061	0.72
うち預金	18,006,872	122,595	0.68	18,563,160	121,614	0.66
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	3,036,140	35,907	1.18	2,498,184	29,446	1.18
資金調達勘定	18,697,504	8,731	0.04	19,235,940	8,329	0.04
うち貯金・定積	18,644,390	7,548	0.04	19,200,040	7,596	0.04
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	53,114	1,182	2.22	35,899	732	2.04
総資金利ざや			0.45			0.67

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、貯蓄奨励金等が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受取利息	<u>△5,429</u>	<u>△7,442</u>
うち預金	<u>△3,491</u>	<u>△981</u>
うち有価証券	<u>-</u>	<u>-</u>
うち貸出金	<u>△1,938</u>	<u>△6,461</u>
支払利息	<u>△1,641</u>	<u>△401</u>
うち貯金・定期積金	<u>△1,038</u>	<u>48</u>
うち譲渡性貯金	<u>-</u>	<u>-</u>
うち借入金	<u>△602</u>	<u>△450</u>
差 引	<u>△3,788</u>	<u>△7,040</u>

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業分量配当金、貯蓄奨励金等が含まれています。

利 益 率

(単位：％)

	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	<u>0.32</u>	<u>0.33</u>	<u>0.01</u>
資本経常利益率	<u>1.78</u>	<u>1.82</u>	<u>0.04</u>
総資産当期純利益率	<u>0.19</u>	<u>0.21</u>	<u>0.02</u>
資本当期純利益率	<u>1.06</u>	<u>1.19</u>	<u>0.13</u>

(注) 算出方法は以下のとおり

1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高 × 100

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
経 常 収 益	<u>2,290</u>	<u>2,195</u>	<u>2,305</u>	<u>2,219</u>	<u>1,997</u>
信用事業収益	<u>180</u>	<u>170</u>	<u>173</u>	<u>167</u>	<u>157</u>
共済事業収益	<u>92</u>	<u>89</u>	<u>85</u>	<u>81</u>	<u>78</u>
農業関連事業収益	<u>500</u>	<u>413</u>	<u>443</u>	<u>445</u>	<u>409</u>
生活その他事業収益	<u>1,510</u>	<u>1520</u>	<u>1,601</u>	<u>1,525</u>	<u>1,351</u>
営農指導事業収益	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
経 常 利 益	<u>107</u>	<u>56</u>	<u>82</u>	<u>75</u>	<u>77</u>
当期剰余金（注）	<u>75</u>	<u>11</u>	<u>76</u>	<u>45</u>	<u>50</u>
出 資 金	<u>873</u>	<u>890</u>	<u>904</u>	<u>927</u>	<u>935</u>
（出資口数）	<u>(873,982口)</u>	<u>(890,026口)</u>	<u>(904,624口)</u>	<u>(927,639口)</u>	<u>(935,740口)</u>
純 資 産 額	<u>4,301</u>	<u>4,232</u>	<u>4,261</u>	<u>4,242</u>	<u>4,236</u>
総 資 産 額	<u>22,978</u>	<u>22,637</u>	<u>23,656</u>	<u>23,794</u>	<u>23,820</u>
貯 金 等 残 高	<u>18,114</u>	<u>17,861</u>	<u>18,855</u>	<u>19,051</u>	<u>19,152</u>
貸 出 金 残 高	<u>3,452</u>	<u>3,128</u>	<u>3,047</u>	<u>2,980</u>	<u>2,455</u>
有価証券残高	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
剰余金配当金額	<u>48</u>	<u>38</u>	<u>43</u>	<u>33</u>	<u>38</u>
・出資配当の額	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>
・事業分量配当額	<u>35</u>	<u>25</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>25</u>
職 員 数	<u>54名</u>	<u>50名</u>	<u>52名</u>	<u>54名</u>	<u>54名</u>
単体自己資本比率	<u>47.25%</u>	<u>46.85%</u>	<u>45.70%</u>	<u>44.90%</u>	<u>40.27%</u>

- （注）
1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

その他経営諸指標

(単位：百万円)

	元年度	2 年度
信用事業関係		
一職員当たり貯金残高	<u>3,628</u>	<u>4,506</u>
一店舗当たり貯金残高	<u>19,051</u>	<u>19,152</u>
一職員当たり貸出金残高	<u>2,384</u>	<u>1,964</u>
一店舗当たり貸出金残高	<u>2,980</u>	<u>2,455</u>
共済事業関係		
一職員当たり長期共済保有高	<u>7,052</u>	<u>6,810</u>
一店舗当たり長期共済保有高	<u>45,840</u>	<u>44,265</u>
経済事業関係		
一職員当たり購買品供給高	<u>56</u>	<u>45</u>
一職員当たり販売品販売高	<u>28</u>	<u>46</u>
一店舗当たり購買品供給高	<u>1,376</u>	<u>1,219</u>

(注) 一職員当たりの残高を算出するのに使用した各事業の職員数は、部門別損益人員配置表による人数です。

共済事業取扱実績等

長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		元年度		2 年度	
		新 契 約 高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	221,252	16,954,621	183,608	16,453,552
	定 期 生 命 共 済	63,600	622,834	71,400	592,234
	養 老 生 命 共 済	172,700	7,272,317	128,400	6,299,011
	うちこども共済	56,200	3,086,600	42,200	2,786,300
	医 療 共 済	3,000	69,000	—	69,000
	が ん 共 済	—	21,000	—	21,000
	定 期 医 療 共 済	—	90,700	—	90,200
	介 護 共 済	5,000	57,522	10,280	66,803
	年 金 共 済	—	10,000	—	10,000
建 物 更 生 共 済		1,553,470	20,742,608	2,472,720	20,663,628
合 計		2,019,022	45,840,604	2,866,409	44,265,430

- (注) 1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額を表示しています。
2. こども共済は、養老生命共済の内書として表示しています。

医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	元年度		2 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
医 療 共 済	286	8,482	209	8,431
が ん 共 済	40	340	40	380
定期医療共済	—	307	—	302
合 計	326	9,129	249	9,113

- (注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	元年度		2 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
介護共済	5,144	82,218	11,172	90,676
生活障害共済 (一時金型)	—	1,000	40,200	41,200
生活障害共済 (定期年金型)	—	1,000	—	1,000
特定重度疾病共済			13,800	13,800
合 計	5,144	84,218	65,172	146,676

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	元年度		2 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
年金開始前	22,777	166,091	9,183	162,685
年金開始後	—	101,389	—	108,454
合 計	22,777	267,481	9,183	271,139

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）を表示しています。

短期共済新契約高

(単位：千円)

	元年度		2 年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	2,511,160	1,908	2,678,220	2,089
自 動 車 共 済		88,221		81,738
傷 害 共 済	3,285,500	4,762	2,026,000	4,611
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—
賠償責任共済		82		67
自 賠 責 共 済		16,632		13,562
合 計		111,608		102,069

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

● ● 経済事業取扱実績等 ● ●

販売取扱実績

(単位：千円)

種 類	元年度		2 年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	33,242	1,207	32,907	1,306
畜 産	98,827	988	81,105	811
果 実	141,235	4,549	188,856	6,111
野 菜	2,955,869	115,328	2,443,481	95,252
合 計	3,229,175	122,074	2,746,351	103,481

生産資材取扱実績

(単位：千円)

種 類	元年度		2 年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
肥 料	146,179	14,360	136,845	13,476
農 薬	154,279	11,805	154,732	11,934
出包・種子・他資材	458,680	32,165	445,393	33,153
素畜・飼料	28,833	562	5,088	150
農 業 機 械	130,343	12,952	94,521	11,207
合 計	918,315	71,846	836,581	69,923

生活資材取扱実績

(単位：千円)

種 類	元年度		2 年度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
宅 配	8,047	1,122	8,160	1,547
組 織	112,893	18,154	75,729	12,963
自 動 車	87,464	9,519	82,278	9,390
燃 料	199,566	29,201	169,935	34,236
L P G	50,229	34,394	46,956	33,335
合 計	458,201	92,393	383,059	91,473

指導事業収支の状況

(単位：千円)

支 出			収 入		
科 目	元年度	2 年度	科 目	元年度	2 年度
営 農 改 善 費	8,770	6,566	指導事業補助金	120	208
営 農 推 進 費	-	-	実 費 収 入	793	508
農 政 活 動 費	397	384			
教 育 情 報 費	-	-			
その他営農指導支出	-	-			
営農指導支出合計	9,167	6,950	営農指導収入合計	914	717
生活文化改善費	1,015	426	その他指導収入	-	-
(指導支出計)	10,182	7,376	(指導収入計)	914	717
			繰 入 金	9,268	6,659
計	10,182	7,376	計	10,182	7,376

その他の事業

(単位：千円)

種 類	元年度	2 年度
予 冷 セ ン タ ー	98,038	87,233
機 械 利 用 事 業	9,958	9,559
ラ イ ス セ ン タ ー	4,247	4,485
育 苗 事 業	19,727	20,026
加 工 事 業	2,456	2,463
生 産 支 援 事 業	21,110	19,190
介 護 保 険 事 業	68,082	64,023

連結情報

1 事業の概況

事業の概況

令和2年度の当JAの連結決算は、子会社を連結し、子会社 株式会社ドリームファーム洗馬に対して連結法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常収益76,672千円、連結当期剰余金49,581千円、連結純資産4,248,078千円、連結総資産23,795,262千円で連結自己資本比率は40.23%となりました。

連結子会社の事業概況

農業法人株式会社ドリームファーム洗馬

当法人は、平成28年に設立いたしました。当年度はレタス・キャベツ・ハクサイ・スイートコーン等を生産出荷し機械利用の作業受託、個別農家への出荷作業支援等にも取り組みました。天候不順やコロナ禍による価格低迷など、経営環境は厳しさを増しておりますが、当期純利益は374千円を確保することができました。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減 (△)
子 会 社	1	1	0
子 法 人 等	-	-	-
関 連 法 人 等	-	-	-
合 計	1	1	0

子会社の概況

農業法人株式会社ドリームファーム洗馬

当社は、農産物の生産及び販売、農作業の受委託及び農地管理、農業経営に関する人材育成を主な業務とする平成28年度に設立した当組合の100%出資の子会社であります。

会 社 名	農業法人株式会社ドリームファーム洗馬
所 在 地	塩尻市大字洗馬2556番地2
設 立 年 月	平成28年3月1日
資 本 金 総 額	30,000千円
主 な 事 業 の 内 容	農産物の生産及び販売 農作業の受委託及び農地管理 農業の経営に関する人材育成
議 決 権 保 有 割 合	100%
役 員 数	5名
職 員 数	4名

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
連結経常収益	2,330,409	2,247,272	2,360,888	2,270,610	2,032,072
(うち信用事業)	180,042	170,409	173,826	167,866	157,670
(うち共済事業)	92,546	89,776	85,633	81,319	78,905
(うち販売事業)	340,655	314,382	353,897	359,573	332,229
(うち購買事業)	1,495,377	1,430,950	1,514,488	1,440,190	1,259,640
(うちその他事業)	221,789	241,755	233,043	221,662	203,627
連結経常利益 (又は連結経常損失)	114,454	61,803	89,830	74,756	76,672
連結当期剰余金 (又は連結当期損失金)	79,482	15,184	81,134	43,719	49,581
連結総資産額	22,940,323	22,601,701	23,627,515	23,766,742	23,795,262
連結純資産額	4,306,191	4,240,769	4,274,606	4,254,360	4,248,078
連結自己資本比率	47.38%	46.97%	45.71%	44.87%	40.23%

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

連結貸借対照表

第72期事業年度（令和 2年 2月 29日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1 信用事業資産	21,484,541	1 信用事業負債	19,066,285
(1) 現金及び預金	18,541,565	(1) 貯金	19,007,268
(2) 貸出金	2,980,056	(2) 借入金	36,187
(3) その他の信用事業資産	16,798	(3) その他の信用事業負債	22,829
(4) 貸倒引当金	△53,878	2 共済事業負債	53,158
2 共済事業資産	2,728	(1) 共済資金	16,025
(1) その他の共済事業資産	2,728	(2) 未経過共済付加収入	36,958
3 経済事業資産	397,067	(3) 共済未払費用	167
(1) 経済事業未収金	292,267	(4) その他の共済事業負債	7
(2) 経済受託債権	169	3 経済事業負債	125,767
(3) 棚卸資産	106,732	(1) 経済事業未払金	105,189
(4) その他の経済事業資産	12,698	(2) 経済受託債務	6,054
(5) 貸倒引当金	△14,799	(3) その他の経済事業負債	14,523
4 雑資産	159,329	4 雑負債	74,905
5 固定資産	932,686	5 諸引当金	192,264
(1) 有形固定資産	932,184	(1) 賞与引当金	23,515
建物	1,379,573	(2) 退職給付に係る負債	71,526
機械装置	485,914	(3) 役員退職慰労引当金	32,977
土地	322,570	(4) 特例業務負担金引当金	64,245
その他有形固定資産	389,695	負 債 の 部 合 計	
減価償却累計額	△1,645,570	（純資産の部）	
(2) 無形固定資産	502	1 組合員資本	4,254,360
その他無形固定資産	502	(1) 出資金	927,589
6 外部出資	744,454	(2) 回転出資金	29,499
(1) 外部出資	744,454	(3) 利益剰余金	3,297,272
7 繰延税金資産	45,933	純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	
23,766,742		23,766,742	

第 73 期事業年度（令和 3 年 2 月 28 日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1 信用事業資産	20,804,743	1 信用事業負債	19,156,435
(1) 現金及び預金	18,385,185	(1) 貯金	19,113,618
(2) 貸出金	2,449,859	(2) 借入金	21,572
(3) その他の信用事業資産	16,600	(3) その他の信用事業負債	21,244
(4) 貸倒引当金	△46,902	2 共済事業負債	47,792
2 共済事業資産	2,757	(1) 共済資金	10,702
(1) その他の共済事業資産	2,757	(2) 未経過共済付加収入	37,041
3 経済事業資産	343,044	(3) 共済未払費用	47
(1) 経済事業未収金	246,691	3 経済事業負債	89,466
(2) 経済受託債権	178	(1) 経済事業未払金	70,394
(3) 棚卸資産	95,340	(2) 経済受託債務	6,556
(4) その他の経済事業資産	12,465	(3) その他の経済事業負債	12,515
(5) 貸倒引当金	△11,630	4 雑負債	77,510
4 雑資産	147,234	(1) 未払法人税等	893
5 固定資産	895,055	(2) 資産除去債務	11,694
(1) 有形固定資産	894,617	(3) その他の負債	64,923
建物	1,143,365	5 諸引当金	175,979
機械装置	490,726	(1) 賞与引当金	27,096
土地	322,570	(2) 退職給付に係る負債	80,798
建設仮勘定	12,900	(3) 役員退職慰労引当金	11,977
その他有形固定資産	332,428	(4) 特例業務負担金引当金	56,107
減価償却累計額	△1,407,374	負債の部合計	19,547,184
(2) 無形固定資産	438	（純資産の部）	
その他無形固定資産	438	1 組合員資本	4,248,078
6 外部出資	1,551,334	(1) 出資金	935,690
(1) 外部出資	1,551,334	(2) 利益剰余金	3,313,156
7 繰延税金資産	51,092	(3) 処分未済持分	△768
		純資産の部合計	4,248,078
資産の部合計	23,795,262	負債及び純資産の部合計	23,795,262

連結損益計算書

第72期事業年度（平成31年3月1日から令和2年2月29日まで）連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
1 事業総利益		654,356
(1) 信用事業収益	167,866	
資金運用収益	158,503	
(うち預金利息)	(92,853)	
(うち貸出金利息)	(35,907)	
(うちその他受入利息)	(29,742)	
役務取引等収益	4,008	
その他経常収益	5,353	
(2) 信用事業費用	31,316	
資金調達費用	8,789	
(うち貯金利息)	(7,547)	
(うち給付補填備金繰入)	(58)	
(うち借入金利息)	(1,182)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2,013	
その他経常費用	20,513	
(うち貸倒引当金繰入額)	(7,760)	
信用事業総利益		136,549
(3) 共済事業収益	81,319	
共済付加収入	74,490	
共済貸付金利息	1	
その他の収益	6,827	
(4) 共済事業費用	1,937	
共済借入金利息	1	
共済推進費	879	
その他の費用	1,056	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	
共済事業総利益		79,381
(5) 購買事業収益	1,440,190	
購買品供給高	1,360,473	
修理サービス料	76,046	
その他の収益	3,670	
(6) 購買事業費用	1,275,742	
購買品供給原価	1,212,328	
購買品供給費	25,222	
修理サービス費	36,415	
その他の費用	1,776	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,668)	
購買事業総利益		164,447
(7) 販売事業収益	359,573	
販売品販売高	217,067	
販売手数料	119,199	
その他の収益	23,306	
(8) 販売事業費用	156,393	
販売品販売原価	143,970	
販売費	1,481	
その他の費用	10,941	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6)	
販売事業総利益		203,179
(9) その他事業収益	221,662	
(10) その他事業費用	150,863	
その他事業総利益		70,798
2 事業管理費		622,562
(1) 人件費	439,796	
(2) その他事業管理費	182,765	
事業利益		31,794
3 事業外収益		49,824
(1) 受取雑利息	2,112	
(2) 受取出資配当金	12,485	
(3) その他の事業外収益	35,226	
4 事業外費用		6,862
(1) その他の事業外費用	6,862	
経常利益		74,756
5 特別損失		3,797
(1) その他特別損失	3,797	
税金等調整前当期利益		70,959
法人税、住民税及び事業税	14,107	
法人税等調整額	13,132	
法人税等合計		27,239
当期利益		43,719
当期剰余金		43,719

第73期事業年度（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
1 事業総利益		630,939
(1)信用事業収益		157,670
資金運用収益	151,061	
(うち預金利息)	(91,762)	
(うち貸出金利息)	(29,446)	
(うちその他受入利息)	(29,852)	
役務取引等収益	3,900	
その他経常収益	2,708	
(2)信用事業費用		14,043
資金調達費用	8,368	
(うち貯金利息)	(7,596)	
(うち給付補填備金繰入)	(39)	
(うち借入金利息)	(732)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	1,941	
その他経常費用	3,733	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△6,976)	
信用事業総利益		143,627
(3)共済事業収益		78,905
共済付加収入	74,686	
その他の収益	4,218	
(4)共済事業費用		1,926
共済推進費	922	
その他の費用	1,003	
共済事業総利益		76,978
(5)購買事業収益		1,259,640
購買品供給高	1,193,388	
修理サービス料	63,085	
その他の収益	3,166	
(6)購買事業費用		1,103,770
購買品供給原価	1,058,409	
購買品供給費	26,222	
修理サービス費	22,295	
その他の費用	△3,156	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,156)	
購買事業総利益		155,869
(7)販売事業収益		332,229
販売品販売高	203,455	
販売手数料	100,758	
その他の収益	28,015	
(8)販売事業費用		142,941
販売品販売原価	135,462	
販売費	1,015	
その他の費用	6,463	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△10)	
販売事業総利益		189,287
(9)その他事業収益		203,627
(10)その他事業費用		138,450
その他事業総利益		65,176
2 事業管理費		591,451
(1)人件費		415,039
(2)業務費		51,753
(3)諸税負担金		20,675
(4)施設費		102,418
(5)その他事業管理費		1,564
事業利益		39,487
3 事業外収益		43,682
(1)受取雑利息		1,660
(2)受取出資配当金		11,442
(3)賃貸料		6,493
(4)償却債権取立益		1,099
(5)雑収入		22,987
4 事業外費用		6,497
(1)雑損失		6,497
経常利益		76,672
5 特別損失		28,836
(1)固定資産処分損		436
(2)建物解体費用		28,400
税金等調整前当期利益		47,835
法人税、住民税及び事業税		3,412
法人税等調整額		△5,158
法人税等合計		△1,746
当期利益		49,581
当期剰余金		49,581

令和元年度 連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 1社 株式会社 ドリームファーム洗馬

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、2月末日 1社であります。

4 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券（時価のないもの）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）：主に総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品（農機・自動車）：個別法による原価法
(貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、

次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,584千円です。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示しています。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は316,069千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 104,534千円 機械装置 205,380千円 その他の有形固定資産 6,155千円

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額 9,380千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当ありません

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は96,740千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,740千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された長野県信用農業協同組合連合会に対する劣後特約付貸出金800,000千円が含まれています。

IV 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組員等に対する貸出金であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が

0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,889千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２ 金融商品の時価等に関する事項

（１） 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（３）に記載します。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	18,477,731	18,478,484	752
貸出金	2,980,056		
貸倒引当金(※1)	△53,878		
貸倒引当金控除後	2,926,177	3,048,731	122,554
経済事業未収金	292,267		
貸倒引当金(※2)	△14,799		
貸倒引当金控除後	277,468	277,468	-
資産計	21,681,376	21,804,683	123,306
貯金	19,007,268	19,012,798	5,529
負債計	19,007,268	19,012,798	5,529

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２） 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

貸借対照表計上額

外部出資（※） 744,454

（※）外部出資は全て市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

（４） 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	18,477,731	-	-	-	-	-
貸出金（※1,2）	259,952	191,176	211,229	173,867	142,176	1,937,362
経済事業未収金（※3）	278,707					
合計	19,016,392					

（※1）貸出金のうち当座貸越42,234千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金800,000千円については「5年超」に含めています。

（※2）貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等64,291千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等13,559千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５） 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	16,158,772	1,562,436	854,658	258,368	123,063	49,970
借入金	14,993	11,789	6,918	2,486	-	-

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	84,700千円
退職給付費用	24,606千円
退職給付の支払額	△24,783千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△12,997千円</u>
期末における退職給付に係る負債	71,526千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	271,829千円
特定退職金共済制度	<u>△200,303千円</u>
退職給付に係る負債	71,526千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	24,606千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,607千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示され令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、65,567千円となっています。

VI 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	16,053千円
貸倒損失否認額	5,126千円
未収貸出金利息	2,749千円
役員退職慰労引当金	9,121千円
退職給付に係る負債	19,784千円
賞与引当金	6,504千円
未払費用否認額	1,067千円
特例業務負担金引当金	17,770千円
減損損失否認	13,871千円
未払事業税	836千円
その他	2,507千円
繰延税金資産小計	95,392千円
評価性引当金	△47,424千円
繰延税金資産合計 (A)	47,968千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	2,034千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	45,933千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等	2.12%
事業分量配当金	△7.67%
受取配当金	△2.36%
住民税均等割等	0.74%
評価性引当額の増減	17.46%
その他	△0.47%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.50%

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しています。

令和2年度 連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 1社 株式会社 ドリームファーム洗馬

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、2月末日 1社であります。

4 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券（時価のないもの）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
(貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,485千円です。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、農協役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

6 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

7 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は316,069千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	205,380千円	その他の有形固定資産	6,155千円
----	-----------	------	-----------	------------	---------

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	40,569千円
------------------	----------

理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません
------------------	---------

4 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は102,409千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、

利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は102,409千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%下落したものと想定した場合には、経済価値が11,459千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変

数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２ 金融商品の時価等に関する事項

（１） 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（３）に記載します。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	18,316,265	18,316,469	203
貸出金	2,449,859		
貸倒引当金(※1)	△46,902		
貸倒引当金控除後	2,402,956	2,481,671	78,714
経済事業未収金	246,691		
貸倒引当金(※2)	△11,630		
貸倒引当金控除後	235,060	235,060	-
資産計	20,954,283	21,033,201	78,918
貯金	19,113,618	19,117,017	3,398
負債計	19,113,618	19,117,017	3,398

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２） 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が

実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円L i b o r・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

貸借対照表計上額

外部出資（※） 1, 5 5 1, 3 3 4

（※）外部出資は全て市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

（４） 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	18,316,265	-	-	-	-	-
貸出金（※1, 2）	279,435	260,476	225,564	188,630	204,252	1,227,224
経済事業未収金（※3）	206,106					
合計	18,801,808					

（※1）貸出金のうち当座貸越48,189千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、3ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等64,274千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等40,585千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５） 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	16,495,269	1,496,395	845,527	119,250	117,503	39,672
借入金	12,167	6,918	2,486	-	-	-

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V 有価証券に関する注記

(1) 当事業年度において、499 千円減損処理を行っています。

合理的に算定された価額のある外部出資のうち、当該外部出資の実質価額が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価額をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

VI 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	71,526千円
退職給付費用	24,027千円
退職給付の支払額	—
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△14,755千円</u>
期末における退職給付に係る負債	80,798千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	296,940千円
特定退職金共済制度	<u>△216,142千円</u>
退職給付に係る負債	80,798千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	24,027千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,138千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、57,477千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	13,800千円
貸倒損失否認額	4,822千円
未収貸出金利息	2,999千円
役員退職慰労引当金	3,313千円
退職給付に係る負債	22,348千円
賞与引当金	7,494千円
未払費用否認額	1,231千円
特例業務負担金引当金	15,519千円
減損損失否認	2,549千円
税務上の繰越欠損金	10,325千円
その他	6,513千円
繰延税金資産小計	90,917千円
評価性引当金	△37,916千円
繰延税金資産合計 (A)	53,001千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	1,909千円
--------	---------

繰延税金資産の純額 (A) - (B) 51,092千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
--------	--------

(調整)

交際費等	3.96%
事業分量配当金	△14.28%
受取配当金	△3.26%
住民税均等割等	1.11%
評価性引当額の増減	△19.64%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.34%

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しています。

VIII その他の注記

1 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部施設等に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

なお、当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、従来の見積額を大幅に超過する見込みが明らかになったことから、見積りの変更による増加額として変更前の資産除去債務残高に 9,629 千円加算しています。この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の事業管理費が 9,629 千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が同額減少しています。

(2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2, 0 6 5 千円
見積りの変更に伴う増加額	9, 6 2 9 千円
期末残高	1 1, 6 9 4 千円

2 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有しておりますが、当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該業務に見合う資産除去債務を計上していません。

連結剰余金計算書

第72期事業年度（平成31年3月1日から令和2年2月29日まで）連結剰余金計算書

（単位：千円）

科 目	金 額
（資本剰余金の部）	
1 資本剰余金期首残高	－
2 資本剰余金増加高	－
3 資本剰余金減少高	－
4 資本剰余金期末残高	－
（利益剰余金の部）	
1 利益剰余金期首残高	3,296,804
2 利益剰余金増加高	43,719
当期剰余金	43,719
3 利益剰余金減少高	43,251
配当金	43,251
4 利益剰余金期末残高	3,297,272

第73期事業年度（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）連結剰余金計算書

（単位：千円）

科 目	金 額
（資本剰余金の部）	
1 資本剰余金期首残高	－
2 資本剰余金増加高	－
3 資本剰余金減少高	－
4 資本剰余金期末残高	－
（利益剰余金の部）	
1 利益剰余金期首残高	3,297,272
2 利益剰余金増加高	49,581
当期剰余金	49,581
3 利益剰余金減少高	33,697
配当金	33,697
4 利益剰余金期末残高	3,313,156

連結事業年度のリスク管理債権の状況

リスク管理債権残高

(単位：千円)

	元年度	2 年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	—	—	—
延 滞 債 権 額	96,740	102,409	5,669
3 カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	96,740	102,409	5,669

(注) 1 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3 3 カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（注1、注2に掲げるものを除く。）です。

4 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）です。

連結事業年度の事業別収益等

連結子会社は、農産物の生産及び販売等の事業を営んでいますが、経常収益等の総額に占める割合が少ないため記載しておりません。

連結自己資本の充実の状況

連結の範囲に関する事項

◇ 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点
相違点はありません。

◇ 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

・ 連結子会社数1社

・ 主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
株式会社ドリームファーム洗馬	農産物の生産及び販売 農作業の受委託及び農地管理 農業の経営に関する人材育成

◇ 比例連結が適用される関連法人
該当ありません

◇ 控除項目の対象となる会社
該当ありません

◇ 従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社
該当ありません

◇ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等
該当ありません

◇ 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません

連結自己資本比率の状況

令和3年2月末における連結自己資本比率は、40.23%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	洗馬農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	935百万円（前年度927百万円）

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	元年度	2 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	4,190,946	4,209,237
うち、出資金及び資本剰余金の額	927,589	935,690
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,297,272	3,313,156
うち、外部流出予定額 (△)	33,914	38,841
うち、上記以外に該当するものの額	—	△768
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15,373	6,684
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15,373	6,684
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,206,319	4,215,921
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	363	317
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	363	317
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目	元年度	2 年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	363	317
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	4,205,956	4,215,604
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	8,172,361	9,293,383
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,200,505	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,200,505	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,200,370	1,184,409
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	9,372,731	10,477,793
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	44.87	40.23

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		元年度			2年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	63,834	—	—	68,919	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	828,196	—	—	1,022,325	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	18,486,184	3,697,236	147,889	18,323,594	3,664,718	146,588
	法人等向け	58,595	35,031	1,404	85,100	62,671	2,506
	中小企業等向け及び個人向け	11,289	5,138	205	20,945	8,944	357
	抵当権付住宅ローン	203,328	70,921	2,836	192,825	67,185	2,687
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	152,209	110,634	4,425	106,923	74,294	2,971
	取立未済手形	3,024	604	24	3,940	788	31
	信用保証協会等保証付	792,431	77,267	3,090	856,235	83,828	3,353
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	128,264	128,264	5,130	127,764	127,764	5,110
	（うち出資等のエクスポージャー）	128,264	128,264	5,130	127,764	127,764	5,110
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	3,107,698	5,247,767	209,910	3,044,902	5,203,187	208,127
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	1,416,527	3,541,318	141,652	1,423,570	3,558,925	142,357
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	46,072	115,181	4,607	51,213	128,033	5,121
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	1,645,098	1,591,267	63,650	1,570,119	1,516,229	60,649
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	（うちレックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—

	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	1, 200, 505	48, 020	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	23, 835, 057	8, 172, 361	326, 894	23, 853, 479	9, 293, 383	371, 735
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	23, 835, 057	8, 172, 361	326, 894	23, 853, 479	9, 293, 383	371, 735
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a	$b = a \times 4\%$		a		$b = a \times 4\%$	
	1, 200, 370	48, 014		1, 184, 409		47, 376	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	
	a	$b = a \times 4\%$		a		$b = a \times 4\%$	
	9, 372, 731	374, 909		10, 477, 793		419, 111	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある

二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 2 6)をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I , Moody's , JCR , S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I , Moody's , JCR , S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		元年度			2年度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	23,835,057	2,985,343	152,209	23,853,479	2,455,005	106,923
	国外	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		23,835,057	2,985,343	152,209	23,853,479	2,455,005	106,923
法人	農業	14,328	14,328	—	14,458	14,458	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	6,652	6,058	—	5,998	5,404	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,629	1,550	79	950	950	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	29,520	22,000	—	29,520	22,000	—
	金融・保険業	19,915,146	800,337	—	19,760,515	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	175,933	65,192	—	159,049	48,808	—
	日本国政府・地方公共団体	791,990	784,533	—	1,001,123	992,729	—
	上記以外	—	—	—	30,089	30,089	—
	個人	1,318,775	1,291,342	152,130	1,360,022	1,340,563	106,923
	その他	1,581,081	—	—	1,491,752	—	—
業種別残高計		23,835,057	2,985,343	152,209	23,853,479	2,455,005	106,923
残存期間別	1年以下	18,536,574	50,389		18,399,498	75,904	
	1年超3年以下	111,986	111,986		171,078	171,078	
	3年超5年以下	189,842	189,842		184,954	184,954	
	5年超7年以下	574,288	574,288		66,056	66,056	
	7年超10年以下	500,742	500,742		452,882	452,882	
	10年超	1,450,717	1,450,717		1,397,239	1,397,239	
	期限の定めのないもの	2,470,905	107,375		3,181,768	106,889	
残存期間別残高計		23,835,057	2,985,343		23,853,479	2,455,005	

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	元年度					2 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	13,803	15,373	—	13,803	15,373	15,373	6,684	—	15,373	6,684
個別貸倒引当金	48,793	53,304	—	48,793	53,304	53,304	51,848	—	53,304	51,848

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	元年度						2 年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	48,793	53,304	—	48,793	53,304		53,304	51,848	—	53,304	51,848	
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	48,793	53,304	—	48,793	53,304		53,304	51,848	—	53,304	51,848	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	79	—	79	—	79	—	—	79	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	48,793	53,225	—	48,793	53,225	—	53,225	51,848	—	53,225	51,848	—
業種別計	48,793	53,304	—	48,793	53,304	—	53,304	51,848	—	53,304	51,848	—

**信用リスク削減効果勘案後の残高及び
リスク・ウェイト1250%を適用する残高**

（単位：千円）

		元年度			2年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	995,305	995,305	—	1,186,559	1,186,559
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	772,678	772,678	—	838,280	838,280
	リスク・ウェイト 20%	—	18,489,209	18,489,209	—	18,327,535	18,327,535
	リスク・ウェイト 35%	—	202,631	202,631	—	191,959	191,959
	リスク・ウェイト 50%	—	62,147	62,147	—	34,538	34,538
	リスク・ウェイト 75%	—	7,345	7,345	—	12,417	12,417
	リスク・ウェイト100%	—	2,598,390	2,598,390	—	1,755,908	1,755,908
	リスク・ウェイト150%	—	45,085	45,085	—	31,496	31,496
	リスク・ウェイト200%						
	リスク・ウェイト250%	—	662,262	662,262	—	1,474,783	1,474,783
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
計		—	23,835,057	23,835,057	—	23,853,479	23,853,479

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 86）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	元年度			2 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	1, 550	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	229	—	—	3, 465	—	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	40, 743	—	—	29, 861	—	—
合計	42, 522	—	—	33, 326	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 26）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 88）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	元年度		2 年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	744,454	744,454	1,551,334	1,551,334
合 計	744,454	744,454	1,551,334	1,551,334

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される

エクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	元年度	2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた手法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 90）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	56	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	0	
3	スティープ化	37	75		
4	フラット化	0	16		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	37	75	0	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,215		4,205	

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和3年5月26日

洗馬農業協同組合

代表理事組合長

北 沢 泉 

代表理事専務理事（財務担当）

寺澤武憲 